

津市河芸公民館天井改修工事

図 面 リ ス ト			
建 築 工 事			
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A－01	特記仕様書1	C－01	梁伏図1
A－02	特記仕様書2	C－02	梁伏図2
A－03	特記仕様書3	C－03	軸組図1
A－04	附近見取図・配置図兼仮設計画図（参考）	C－04	軸組図2
A－05	1階平面図	C－05	軸組図3
A－06	2階平面図	C－06	鉄骨詳細図1
A－07	3階平面図	C－07	鉄骨詳細図2
A－08	A－A断面図（改修前後）	C－08	鉄骨詳細図3
A－09	B－B断面図（改修前後）		
A－10	天井伏図（改修前）		
A－11	天井伏図（改修後）		
A－12	吊足場伏図、桝組足場平面図、足場断面図		

藤川設計株式会社

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称

津市河芸公民館天井改修工事

II. 工事概要

1 工事場所

津市河芸町浜田

2 敷地面積

7.153㎡

3 工事内容

様名称

津市河芸公民館

構造

鉄筋コンクリート造

建築面積

2.627㎡

延べ面積

1.396㎡

工事項目

天井改修

III. 建築改修工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 3）建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）																				
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事着手前には、現状把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 作業着手までの館内調査は、事前に施設及び市監督員の承諾を得るものとし、施設の運営に影響を与えない範囲とする。 ※ 原則として、現場への本格着手は8月1日からとする。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書提出すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 高所等の施工箇所にて完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査（書類を含む）を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。 ※ 原則として、作業日は施設開館内（平日）で行うこととする。作業時間は8時30分からとし、作業終了時は適宜、施設に報告すること。 ※ 工事中も施設利用があるため、騒音・振動を伴う工事を行う場合、施設と協議して行うこと。																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>造成等</td><td>・有・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・有・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分・外装</td><td>・有・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・有・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>○有・無</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>・有・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr></table> ○ 引き渡しを要するもの ○ 無 ・ () ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 (・ PCBを含む機器類 ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ ・ ダイオキシン類 ・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等) 処理方法 () ・ 水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有 (・ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ ()) ○ 石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの () ・ 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 ()	・有・無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○有・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				

④ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び 工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
・ 配置する

職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。

調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による

補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ()

1） 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。
2） 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ ()
測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法）
測定時期・ ()
報告書提出部数 2部

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（令和3年版））に従い撮影する。
提出部数1部 用紙は上質紙とする。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営警第211号）」による。
作成する (○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ())
完成図作成範囲（設計図を訂正）
完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる著作権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。
○ デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。
(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

施工範囲
・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図
・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

1） 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事
2） 防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

1） 一般事項
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2） 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3） 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策
(2.1.3)
② 足場
(2.2.1)
(表2.2.1)
内部足場の種別（参考） ・ 脚立 ○ 棚足場 ○ その他（吊足場）
外部足場の種別（参考） ・ 手摺先行据置枠組本足場 ・ 移動足場 ・ 高所作業車
・ その他（ ）
外部足場設置範囲（参考） ・ 外部改修部 ・ 設備改修部 ・ 昇降用 ・ 転落防止用
防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
1） 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2） 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
3） 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1）又は2）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

既存部分の養生 ○ 図示（図面番号：A-04）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（ ）
保管場所 ・ 構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカー、客席の移動
・ 行う ・ 行わない

屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種
合板 厚さ ・ 9mm ・ ()
せつこうボード 厚さ ○9.5mm ・ ()
合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ○ 行わない
仮設扉 設置箇所 ○ 図示（図面番号：A-04）
仕様 ・ 合板張り木製扉 ○ (アルミ建具)

・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する ○ 設置しない
監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度
------	------	------	------	------	-------

監督員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6 監督員事務所の設備・備品等
(2.4.1)(2)(7)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	個	組	台	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

7 仮設便所
8 工事用水
9 工事用電力
19 交通誘導警備員
配置 ○ 図示（図面番号：A-04）

図面名称	縮尺	日付	訂正	担当	承認	備考
特記仕様書 1	—					
★	★	★	★	★	★	★

原図：A 2

A－0 1

図面名称

特記仕様書 1

★

縮尺

—

★

日付

★

訂正

★

担当

★

承認

★

備考

★

藤川設計株式会社

一級建築士登録 117471
田中 保雄

内 装 改 修 工 事	⑥	(6.5.2)(3)(4)	「集材材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示（図面番号： ） 含水率 ・ １５％以下 ・ （ ）
		(6.5.2)(4)(7)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 品名・寸法 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ） ・ （ ）
		(6.5.2)(4)(4)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ） 含水率 ・ １４％以下 ・ （ ）
		(6.5.2)(5)	「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）
		(6.5.2)(6)	・ 合板等 品名（品目） 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ ・ 図示（図面番号： ）
		(6.5.3)(1)	接合具等 造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ （ ）
		(6.5.3)(2)	諸金物 形状、寸法及び材質 ・ 図示（図面番号： ）
		(6.5.5)(1)	・ 防腐、防蟻処理 適用部位 図示（図面番号： ） 保存処理性能区分（ ） 薬剤の塗布等の処理方法（ ） 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する（ ・ 薬剤の種類（ ） ・ 適用部位（ ）） ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（ ）
		(6.5.5)(2)	・ 防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）
	⑤	軽量鉄骨天井下地 (表6.6.1) (6.6.3)	野縁等の種類 ○ 屋内 ・ 19形 ・ （ ） ・ 屋外 ○ 25形 ・ （ ） 形式及び寸法 ・ 屋外 ・ 図示（図面番号： ） ・ 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ） ・ ふところ≧1.5m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) ・ 図示（図面番号： ）
		(6.6.4)	既存埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない（※使用する場合は、確認試験を行う） 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験 ・ 行う（ 図示（図面番号： ）） ○ 行わない ・ 確認試験の箇所数（ ）箇所 ・ 確認強度（ ） 耐震性・耐風圧性を考慮した補強 ・ 図示（図面番号： ）
	6	軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)	スタッド、ランナー等の種類 ・ 図示（図面番号： ）
	7	ビニル床シート・ ビニル床タイル 及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(1)	材料 ・ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 ・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】 種類の記号 色柄 寸法 厚さ 備考 ・ 帯電防止床シート又は床タイル 種類 性能 寸法 厚さ 備考 ・ 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ・ 耐動荷重性床シート 種類 厚さ 備考 ・ 防滑性床シート又は床タイル 種類 寸法 厚さ 備考 ・ ゴム床タイル 種類 色柄 寸法 厚さ 備考 工法 下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他（ ）

	(6.8.3)(2)(9)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 織じゅうたん 種別 糸の種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度 色柄 ・ A種 ・ そ毛 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 ・ （ ） ・ 無地 ・ B種 ・ 紡糸 ・ ループバイル ・ 3KV以下 ・ 柄物 ・ C種 ・ （ ） ・ カット、ループ併用 ・ （ ） 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様） ・ タフテッドカーペット バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 ・ 全面接着工法 ・ ループバイル ・ 3KV以下 ・ グリッパ工法 ・ カット、ループ併用 ・ （ ） ・ ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ （ ） ・ タイルカーペット 種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットバイル ・ 500×500 ・ 6.5 ・ ループバイル ・ （ ） ・ （ ） 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ （ ） 見切り、押え金物 ・ 適用する（材質、種類及び形状 ・ 図示（図面番号： ）） 織じゅうたんの接合方法 ・ ヒートボンド工法 ・ （ ） タイルカーペットの敷き方 平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ （ ） 階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ （ ） 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 薄膜流しのべ仕上げ（ ・ 平滑 ・ 防滑） ・ 薄膜流しのべ仕上げ（ ・ 平滑 ・ 防滑） ・ 樹脂モルタル仕上げ（ ・ 平滑 ・ 防滑） ・ 薄膜型塗床仕上げ（ ・ 平滑） ・ 釘留め工法 材料 種別 樹種 ・ フローリングボード（根太張用） ・ 複合フローリング（根太張用） ・ A種 ・ B種 ・ C種 防湿処理 ・ 図示（図面番号： ） ・ 接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード（直張用） ・ フローリングブロック（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） ・ A種 ・ B種 ・ C種 緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示（図面番号： ） 塗装 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種） ・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り ・ （ ） 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ D種の畳床 K T ー（ ・ I ・ II ・ III ・ K ・ N ） ①② せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1) 材種 種別 厚さ(mm) ・ せっこうボード 壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 9.5(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) ・ 化粧せっこうボード ・ トラバーチン模様 ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ 木目模様 ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ ロックウール化粧吸音板 ・ 普通 ・ 9() ・ () ・ 立体模様 ・ 9() ・ () ○ けい酸カルシウム板 ○ タイプⅡ0.8FK ○ 5(不燃) ○ 繊維混入石膏板 ○ 曲面加工 ○ 5(不燃) ・ 普通 遮音シール材 ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド 合板類の張付け ・ A種 ・ B種 せっこうボードの目地工法 ○ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し 施工箇所 種類 防火性能 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 13 壁紙張り (6.14.2)
--	---------------	--

	14	モルタル塗り (6.15.3) (6.15.5) (6.15.6)	モルタル ・ 現場調査材料 ・ 既調査材料 既製目地材 ・ 使用する（形状： ） 床の目地 ・ 図示（図面番号： ） 下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示（図面番号： ）
	15	タイル張り (6.16.2) (6.16.3)	伸縮調整目地 位置 ・ 図示（図面番号： ） タイルの種類 施工箇所 工 法 種 類 形状寸法 耐滑り性 うわぐすり 役 物 標準・特注色の別 耐凍害性の有無 試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない 既調査モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない ・ せっこう系 ・ セメント系 塗厚（ ）mm 断熱材打込み工法 種類 種別 厚さ（mm） 施工箇所 ・ ビーズ法ポリスチレンフォーム ・ 押出法ポリスチレンフォーム ・ A種硬質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム） 種類 厚さ[mm] 施工箇所 ・ A種1 ・ A種1H ・ （ ） ・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリ回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・ （ ）
	⑦	① 材料 (7.1.3) ② 下地調整 (7.2.1～7.2.7) (表7.2.1)～ (表7.2.7) ③ 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.1)～ (表7.3.4) 4 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3～7.4.5) (表7.4.1)～ (表7.4.3) 5 クリヤラッカー塗り(DL) (7.5.2) (表7.5.1) 6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1) 7 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)～ (7.8.4) (表7.8.1)～ (表7.8.3)	① 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ） 既存塗膜の除去範囲（塗りを替えてR B種の場合） ・ 図示（図面番号： ） 種別 下地 種別 ひび割れ部の補修 ・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 鉄鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ○ 亜鉛めっき鋼面 ○ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ モルタル、プラスター面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ コンクリート、ALCパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ○ せっこうボード、その他ボード面 ○ RA種 ・ RB種 ・ RC種 錆止め塗料種別 鉄鋼面 ・ A種 ○ B種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ○ B種 ・ C種 錆止め塗料塗り種別 鉄鋼面 ・ A種 ○ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ○ B種 ・ C種 塗料種別 ・ 1種 ・ （ ） 種別 下地 種別 ・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 種別 木部 ・ A種 ・ B種 種別 ・ A種 ・ B種 上塗り等級 ・ 1級（フッ素系） ・ 2級（シリコン系） ・ 3級（ポリウレタン系） 下地 種別 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリート面及び押出成形セメント板面 ・ A－1種 ・ A－2種 ・ B－1種 ・ B－2種 ・ C－1種 ・ C－2種

図面名称 特記仕様書 2							原図：A 2	
★							★	
縮尺 —							日付	
★							訂正	
★							担当	
★							承認	
★							備考	
藤川設計株式会社							一級建築士登録 117471 田中 保雄	
A－02								

8

つや有合成樹脂
エマルジョンペ
イント塗り
(EP-G)
(7.9.2)～(7.9.5)
(表7.9.1)～
(表7.9.4)

9

合成樹脂エマ
ルジョンペイン
ト塗り(EP)
(7.10.2)
(表7.10.1)

10

合成樹脂エマ
ルジョン模様
塗料塗り
(EP-T)
(7.11.2)
(表7.11.1)

11

ウレタン樹脂
ワニス塗り
(UC)
(7.12.2)
(表7.12.1)

12

オイルステイ
ン塗り(OS)
(7.13.2)
(表7.13.1)

13

木材保護塗料
塗り(WP)
(7.14.2)
(表7.14.1)

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、 プaster、せっこうボード、 その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()
木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種
鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種
垂鉛めっき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種

種別

・ A種	○ B種	・ C種
しみ止め ()		

種別

・ A種	・ B種	・ C種
------	------	------

種別

・ A種	・ B種
------	------

塗料

()

種別

・ A種	・ B種
------	------

8
の
1
0

そ
の
他
工
事

1

土工事
(8.28.2)
(8.28.3)

既存杭の撤去
・ 図示(図面番号:)
埋戻し及び盛土の材料及び工法
・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
建設発生土の処理
・ 自由処分 ()
・ 処分地指定 処分地 ()
・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km

山留めの撤去
・ 撤去(鋼矢板等の抜き跡の処理 ・ 直ちに砂で充填する ())
・ 存置

2

地業工事
(8.28.4)

杭の施工監理
杭工事特記仕様書による。
適用基準
本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。
国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年3月4日)

施工記録
受注者は、杭の施工期間中は、1 週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、
工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、
必ず監督員の確認を受けること。
なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、
施工計画書に明記しておくこと。

根拠資料
共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、
チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。
保管期間は契約書第3 1 条第4 項又は第5 項(第3 8 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定によ
る引渡しを受けた日から1 0 年とする。
また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。

試験杭及び試験掘
・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示(図面番号:)による。
・ 試験掘 位置、本数及び寸法は図示(図面番号:)による。

杭の支持層
支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ ・ 図示(図面番号:) ・ ()

水平方向の位置ずれの精度
・ () mm以下

杭の載荷試験
試験方法 ・ 鉛直載荷 ・ 水平載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

地盤の載荷試験
試験方法 ・ 平板載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

杭地業の工法、寸法
・ 図示(図面番号:)

杭頭処置
・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地業
範囲 ○ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 60 ・ ()

捨てコンクリート地業
範囲 ○ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 50 ・ ()

9

環境
配慮
改修
工事

1

石綿含有建材の
除去工事
(9.1.1)

施工調査
・ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、
監督職員に報告する。

調査範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ ()
貸与資料 ()

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法
・ JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1 部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方
法)による
・ JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2 部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定する
ための定性分析方法)による
・ JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3 部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)によ
る
・ JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4 部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分
析方法)による

材料名	定性分析	定量分析
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()

サンプル数 1 箇所あたり3 サンプル
採取箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排気出口 し口	出口吹出し風速1m/s 以下の位置 計 点
・	測定 5		処理作業室外(敷地境界)	計 点
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
・	測定 7	処理作業後シー ト撤去後 1 週間	処理作業室内	計 点
・	測定 8	以降	調査対象室外部の付近	計 点

測定方法	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

(9.1.3) ・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2) (7)による ・ ()
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 固化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

(9.1.4) ・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ ()
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

(9.1.5) ・ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
石綿含有せっこうボードの処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場)
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

・ 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付け
環水大六発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材から
の石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に
基づき適切に処理すること。

原図：A 2

図面名称
特記仕様書 3
★

縮尺
—
★

日付
★

訂正
★

担当
★

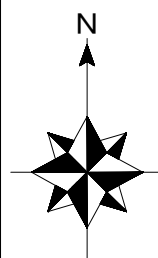
承認
★

備考
★

藤川設計株式会社

一級建築士登録 1 1 7 4 7 1
田中 保雄

A - 0 3



附近見取図

資材搬出入時駐車スペース
資材搬出入時は、このスペースを一時利用できる。
但し、利用の際は日程を施設と協議のうえ、了解を得ることとし、A型
バレットにより利用者と明確に分けて管理を行うこと。
また、資材搬出入時及び大型車両進入時の利用者動線に配慮し、交通
誘導員を配備すること。

グラウンド用倉庫

作業用車庫

グラウンド

公衆電話

資材搬出入時駐車スペース

資材置き場

仮囲い A型バレット
L=19.9m

工事関係者
出入口

倉庫控え室

ステージ

(大ホール)

仮設扉(片開き)
W900 H2000

カーゴコンテナ
L=15.2m

ホール

中庭

植込

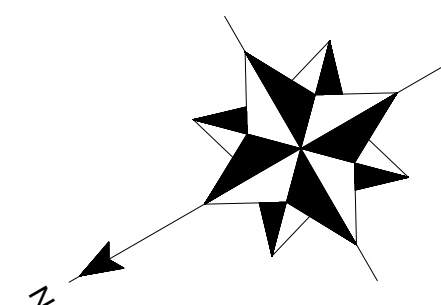
自転車置場

玄関

アプローチ

玄関

町民の森創造館



改修場所

養生範囲

配置図兼仮設計画図(参考) 1/300

原図：A2

図面名称
★ 附近見取図・配置図兼仮設計画図(参考)

縮尺
★ 1/300

日付
★

訂正
★

担当
★

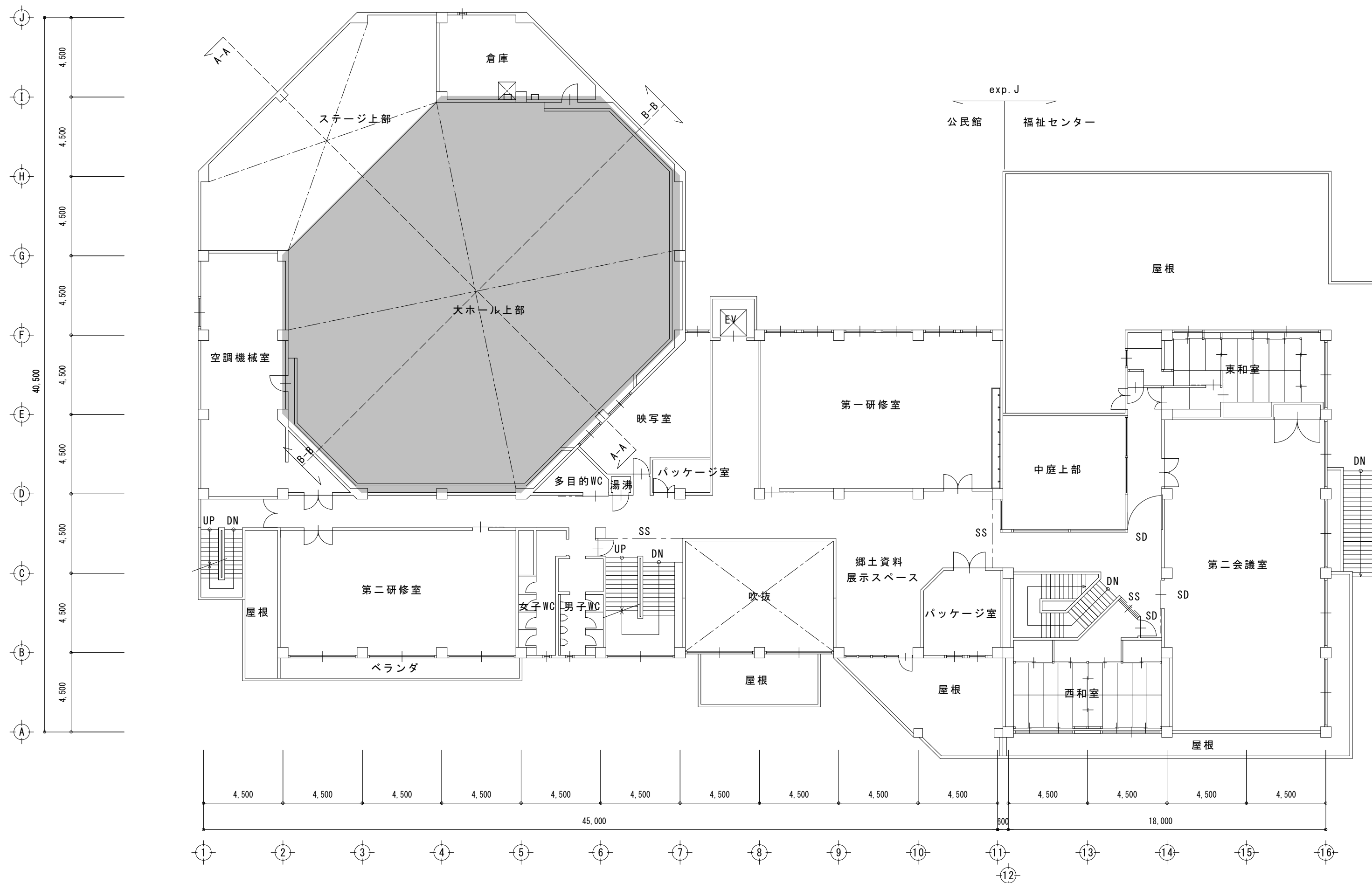
承認
★

備考
★

藤川設計株式会社

一級建築士登録 117471
田中 保雄

A-04

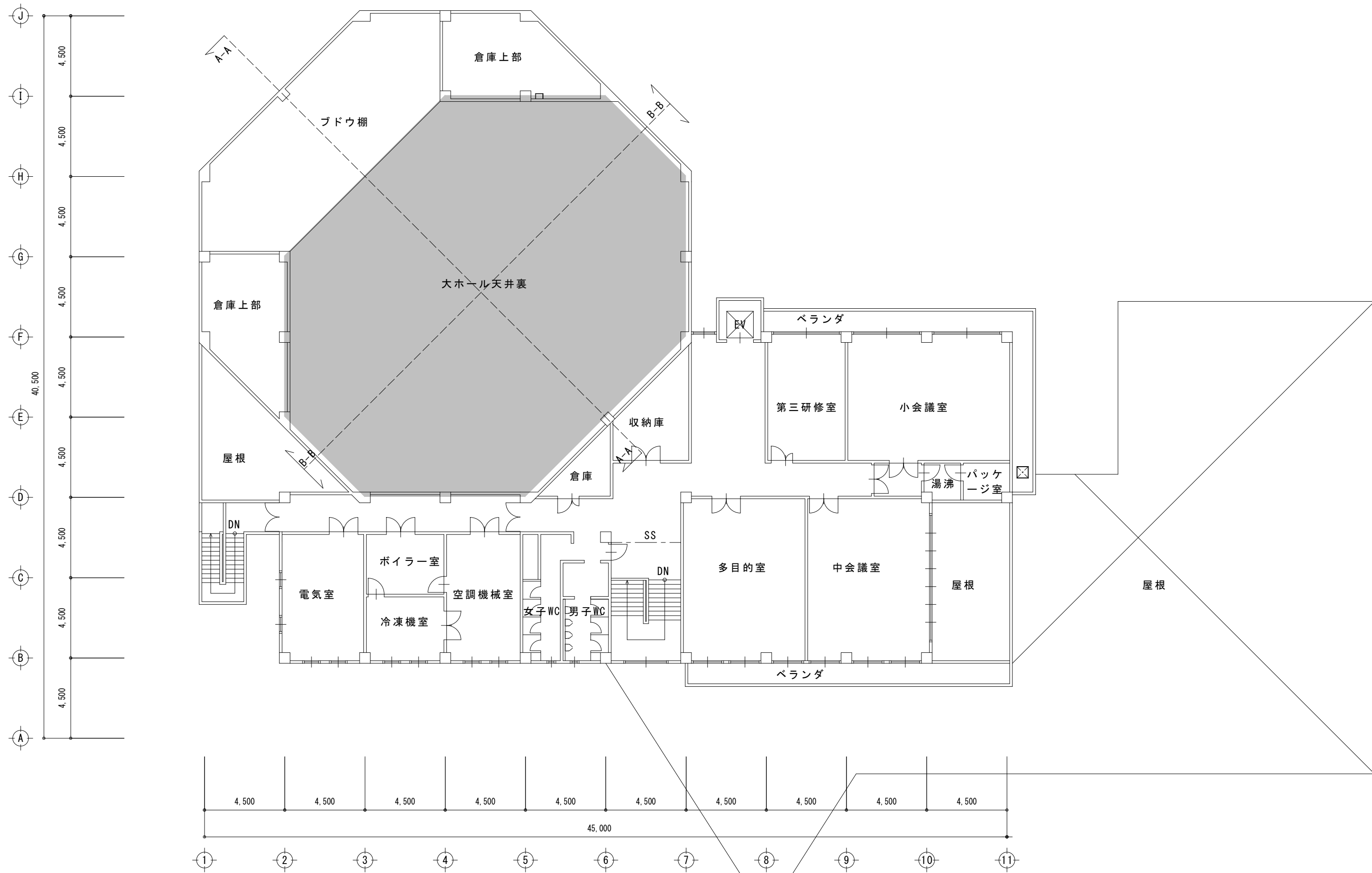


2階平面図 1/200

凡例

工事範囲

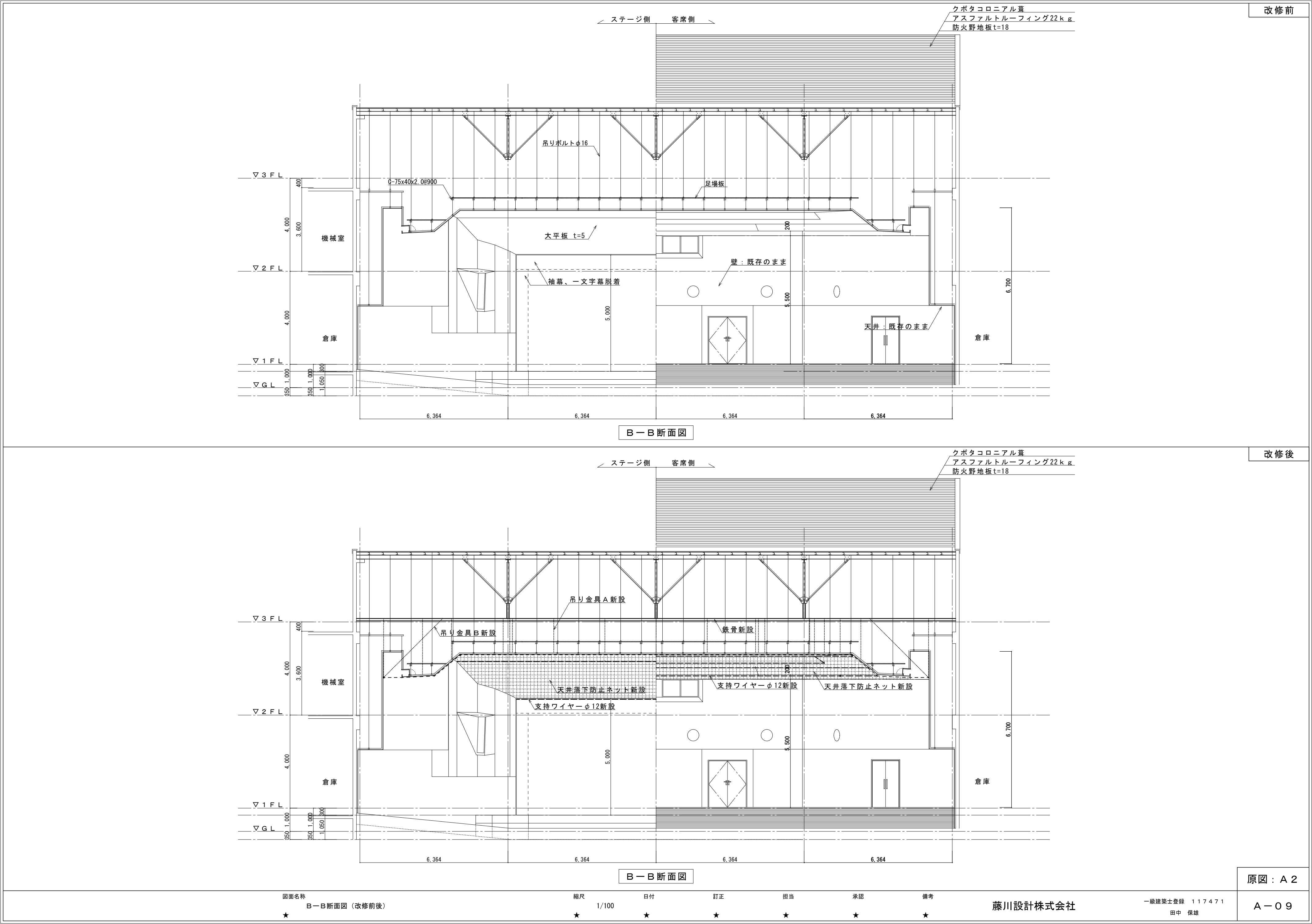
										原図：A 2									
図面名称		縮尺		日付		訂正		担当		承認		備考		藤川設計株式会社		一級建築士登録 1 1 7 4 7 1		A－0 6	
2 階平面図		1/200														田中 保雄			
★		★		★		★		★		★		★							

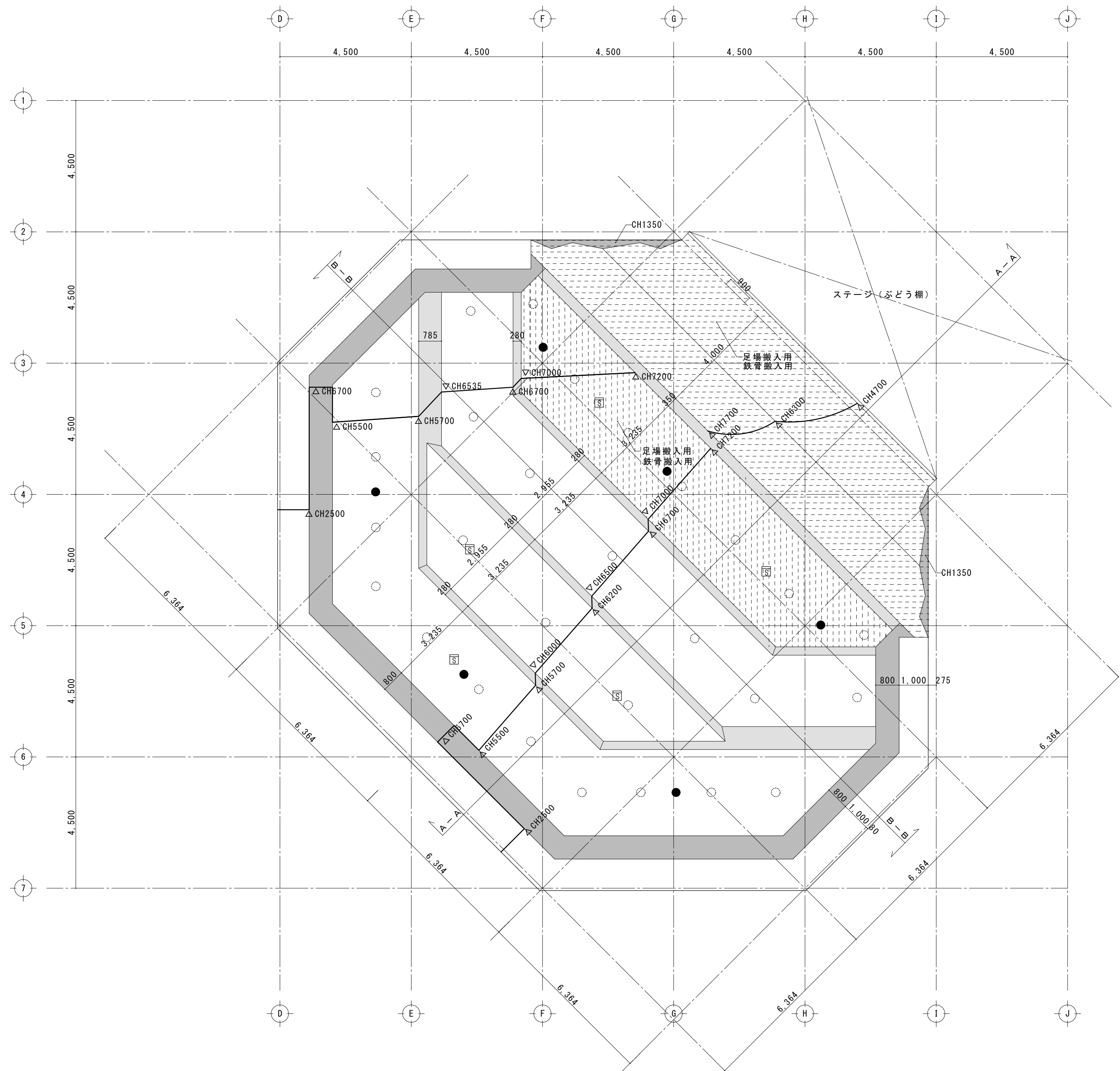


凡例

工事範囲

図面名称 3階平面図							原図：A 2	
★	縮尺 1/200	★	日付 ★	訂正 ★	担当 ★	承認 ★	備考 ★	一級建築士登録 117471 田中 保雄
藤川設計株式会社							A-07	





撤去部の埋込灯、非常用照明、煙感知器は一時取外し再取付けとする。

- 凡例
※CH○○○○は▽1FLからの高さを示す。
既存天井：大平板（石綿含有） t=5 EP塗り
大平板（石綿含有） t=5撤去（LGS下地共）
曲面大平板（石綿含有） t=5撤去（LGS下地共）
埋込照明（28ヶ所） ● 非常用照明（6ヶ所）
☒ 煙感知器（5ヶ所）

原図：A 2

図面名称
天井伏図（改修前）
★

縮尺
1/100
★

日付
★

訂正
★

担当
★

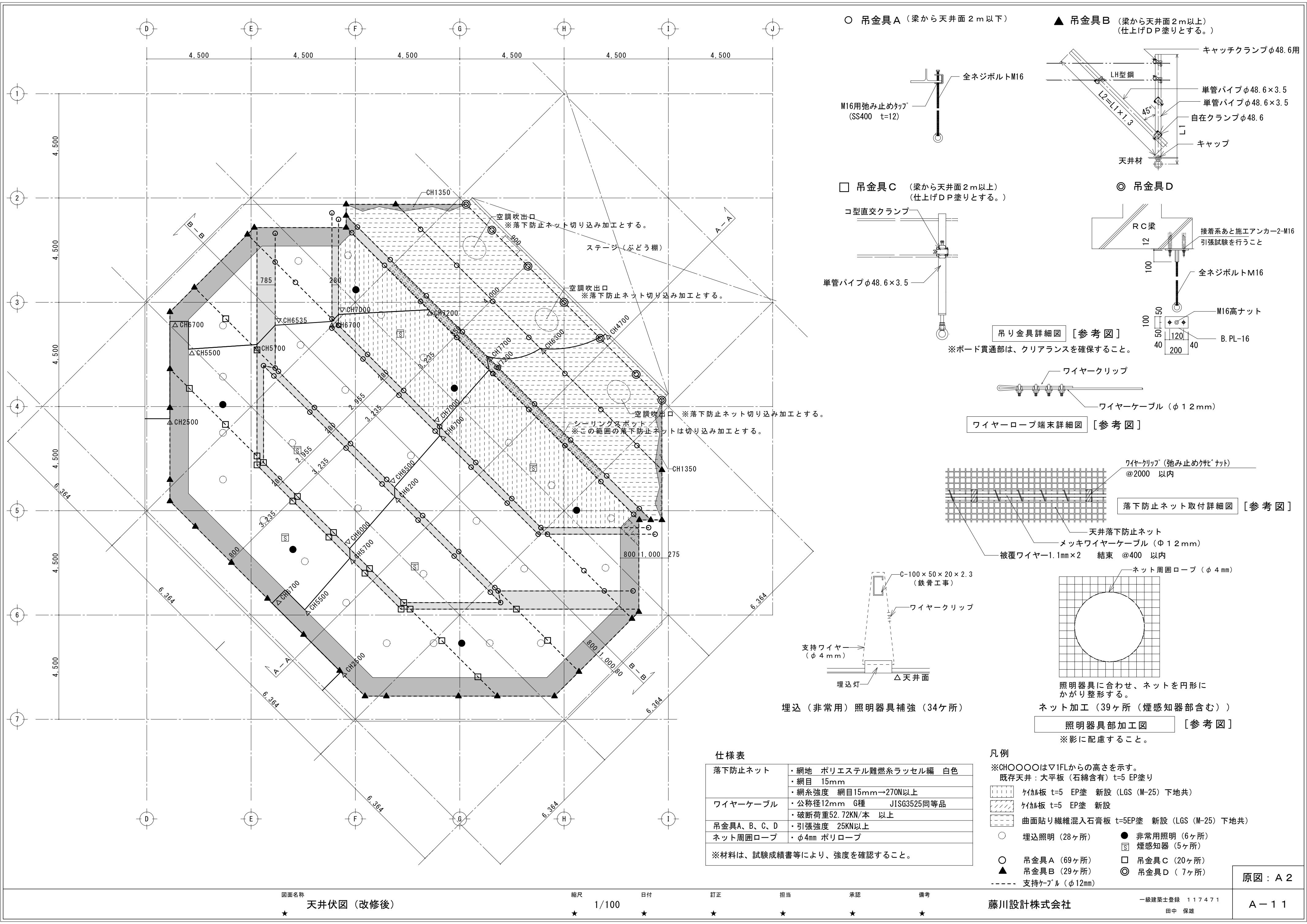
承認
★

備考
★

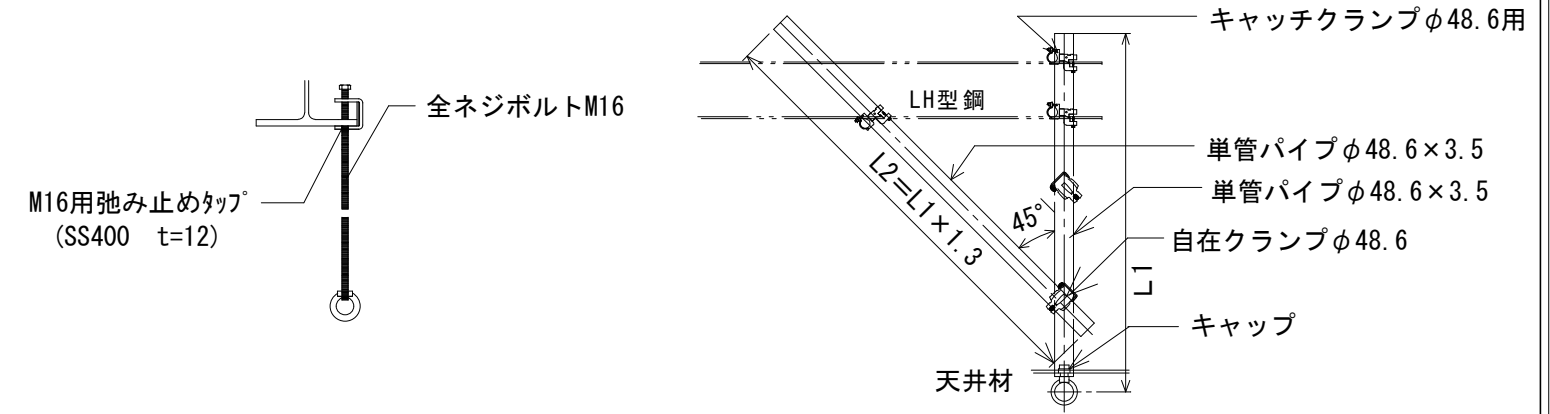
藤川設計株式会社

一級建築士登録 117471
田中 保雄

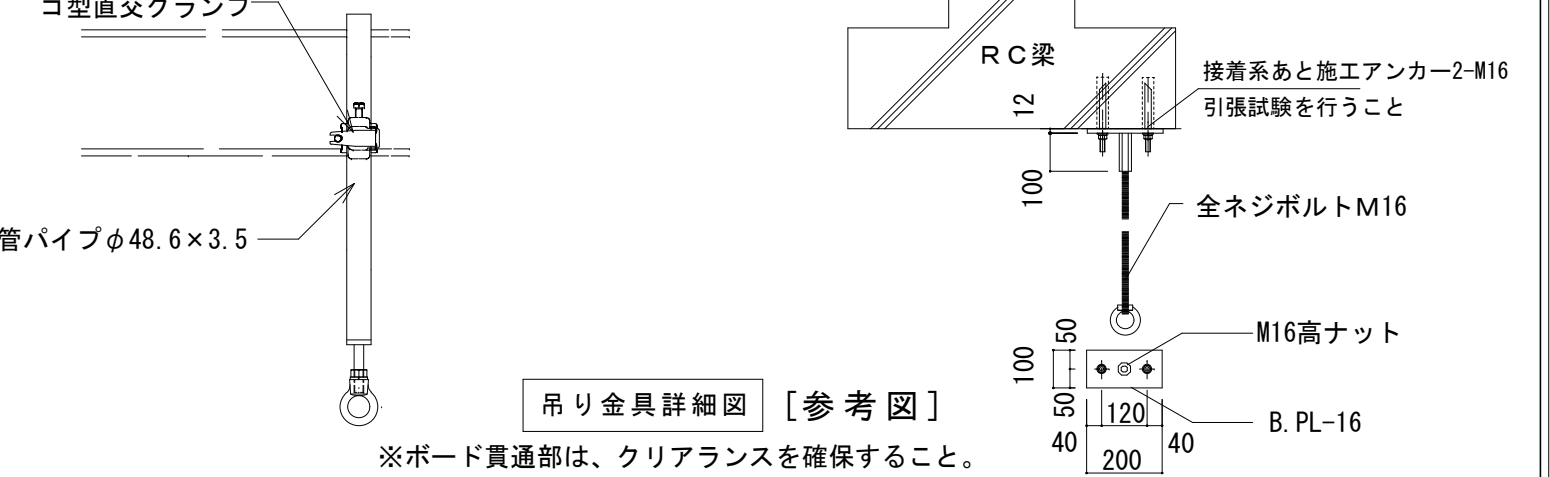
A-10



○ 吊金具A (梁から天井面2m以下) ▲ 吊金具B (梁から天井面2m以上)
(仕上げDP塗りとする。) (仕上げDP塗りとする。)

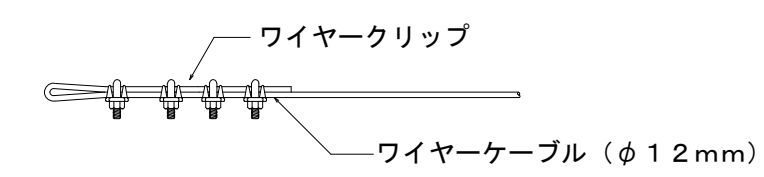


□ 吊金具C (梁から天井面2m以上) ◎ 吊金具D
(仕上げDP塗りとする。)

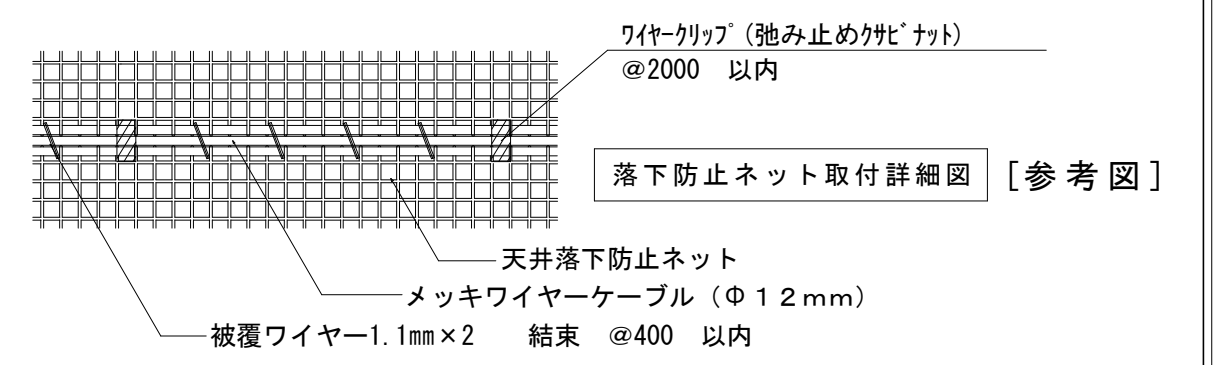


吊り金具詳細図 [参考図]

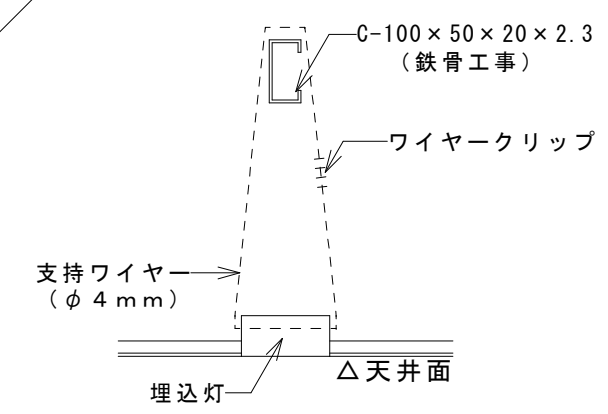
※ボード貫通部は、クリアランスを確保すること。



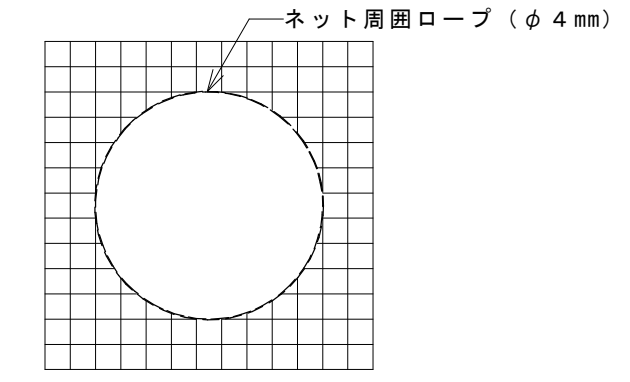
ワイヤーロープ端末詳細図 [参考図]



落下防止ネット取付詳細図 [参考図]



埋込 (非常用) 照明器具補強 (34ヶ所)



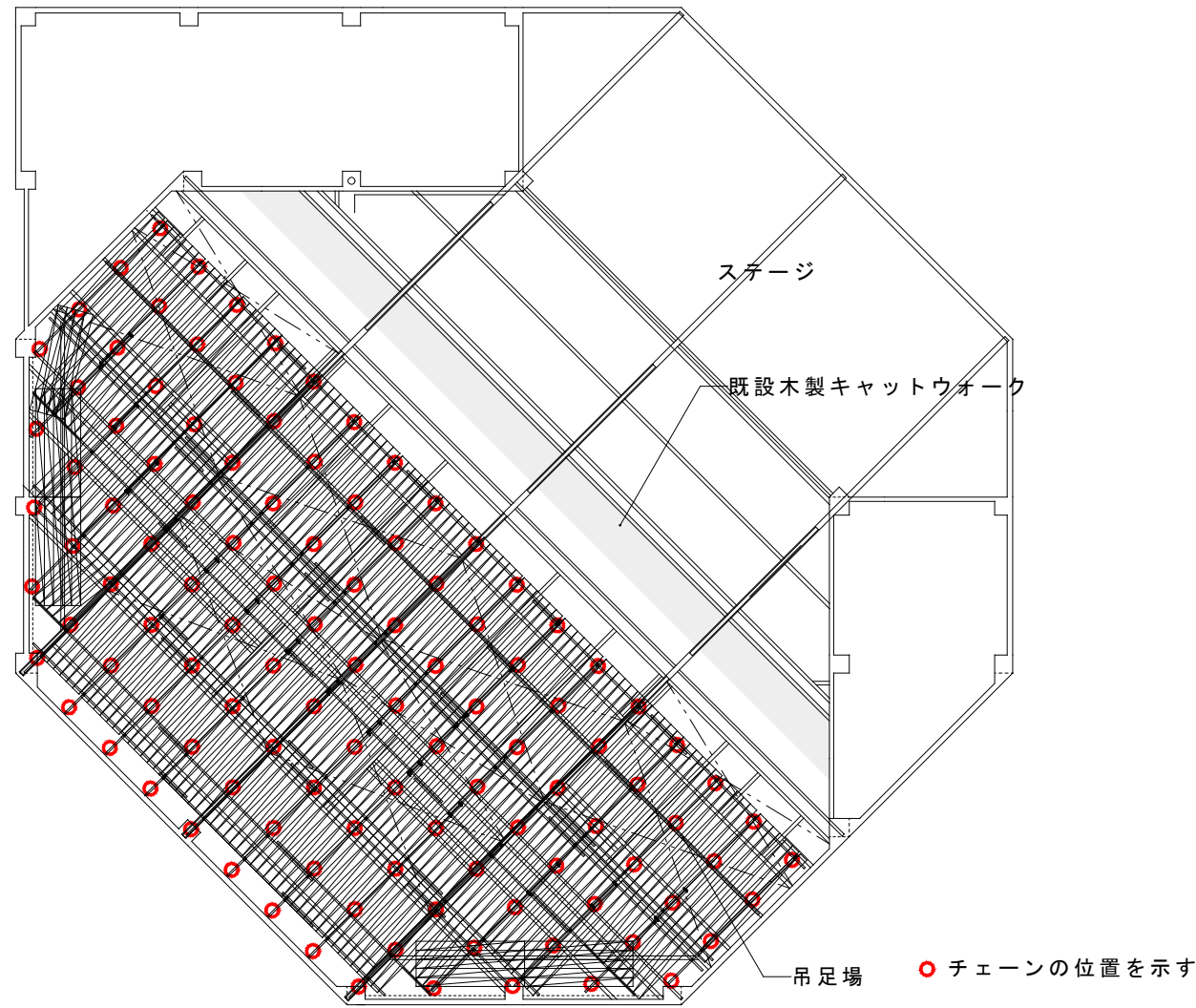
照明器具部加工図 [参考図]

※影に配慮すること。

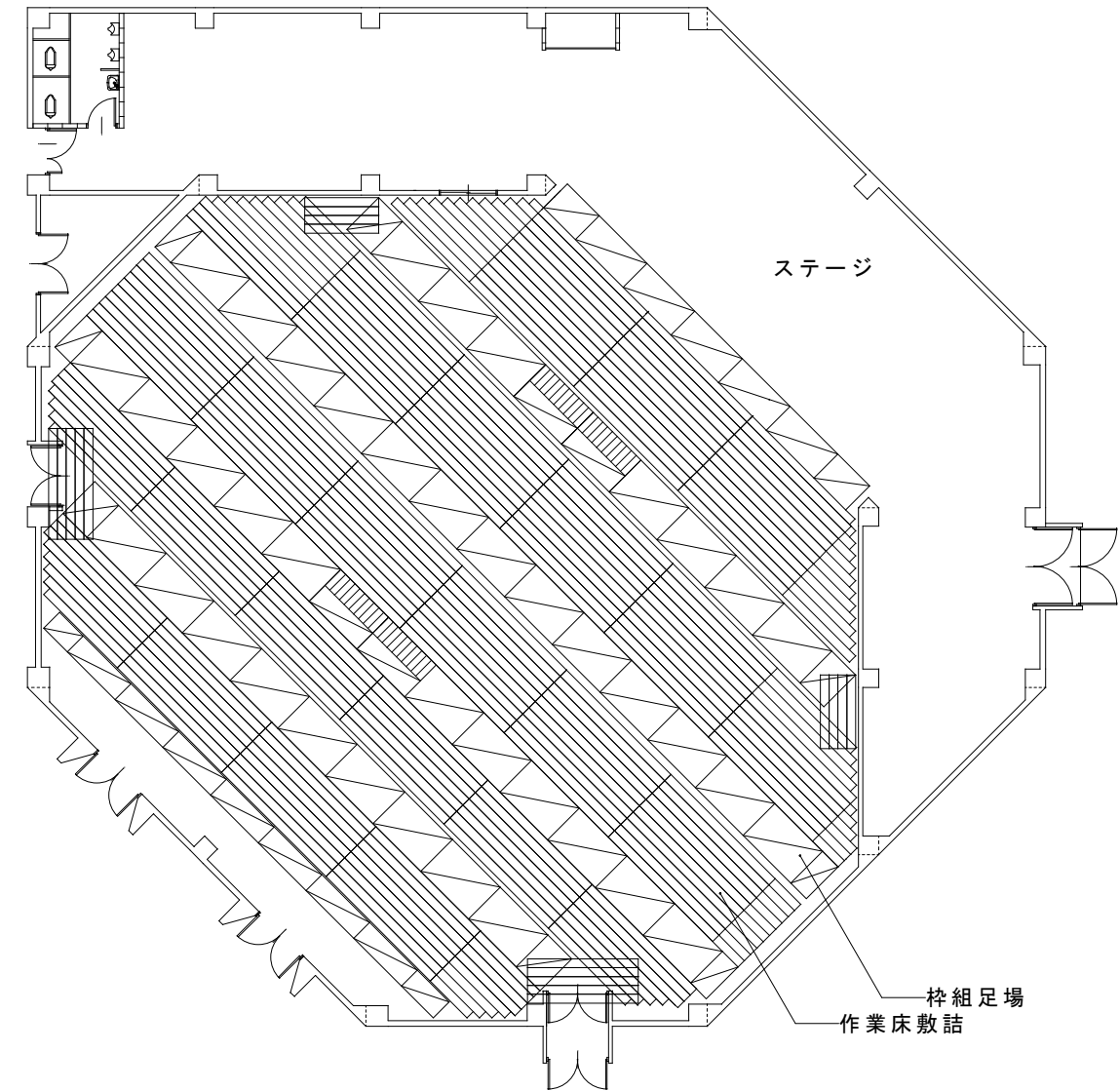
仕様表	
落下防止ネット	・網地 ポリエステル難燃系ラッセル編 白色 ・網目 15mm ・網糸強度 網目15mm→270N以上
ワイヤーケーブル	・公称径12mm G種 JISG3525同等品 ・破断荷重52.72KN/本 以上
吊金具A、B、C、D	・引張強度 25KN以上
ネット周囲ロープ	・φ4mm ポリロープ
※材料は、試験成績書等により、強度を確認すること。	

- 凡例
- ※CH○○○は▽1FLからの高さを示す。
既存天井：大平板 (石綿含有) t=5 EP塗り
- ケイカル板 t=5 EP塗 新設 (LGS (M-25) 下地共)
 - ケイカル板 t=5 EP塗 新設
 - 曲面貼り繊維混入石膏板 t=5EP塗 新設 (LGS (M-25) 下地共)
 - 埋込照明 (28ヶ所)
 - 非常用照明 (6ヶ所)
 - 煙感知器 (5ヶ所)
 - 吊金具A (69ヶ所)
 - 吊金具B (29ヶ所)
 - 支持ケーブル (φ12mm)
 - 吊金具C (20ヶ所)
 - 吊金具D (7ヶ所)

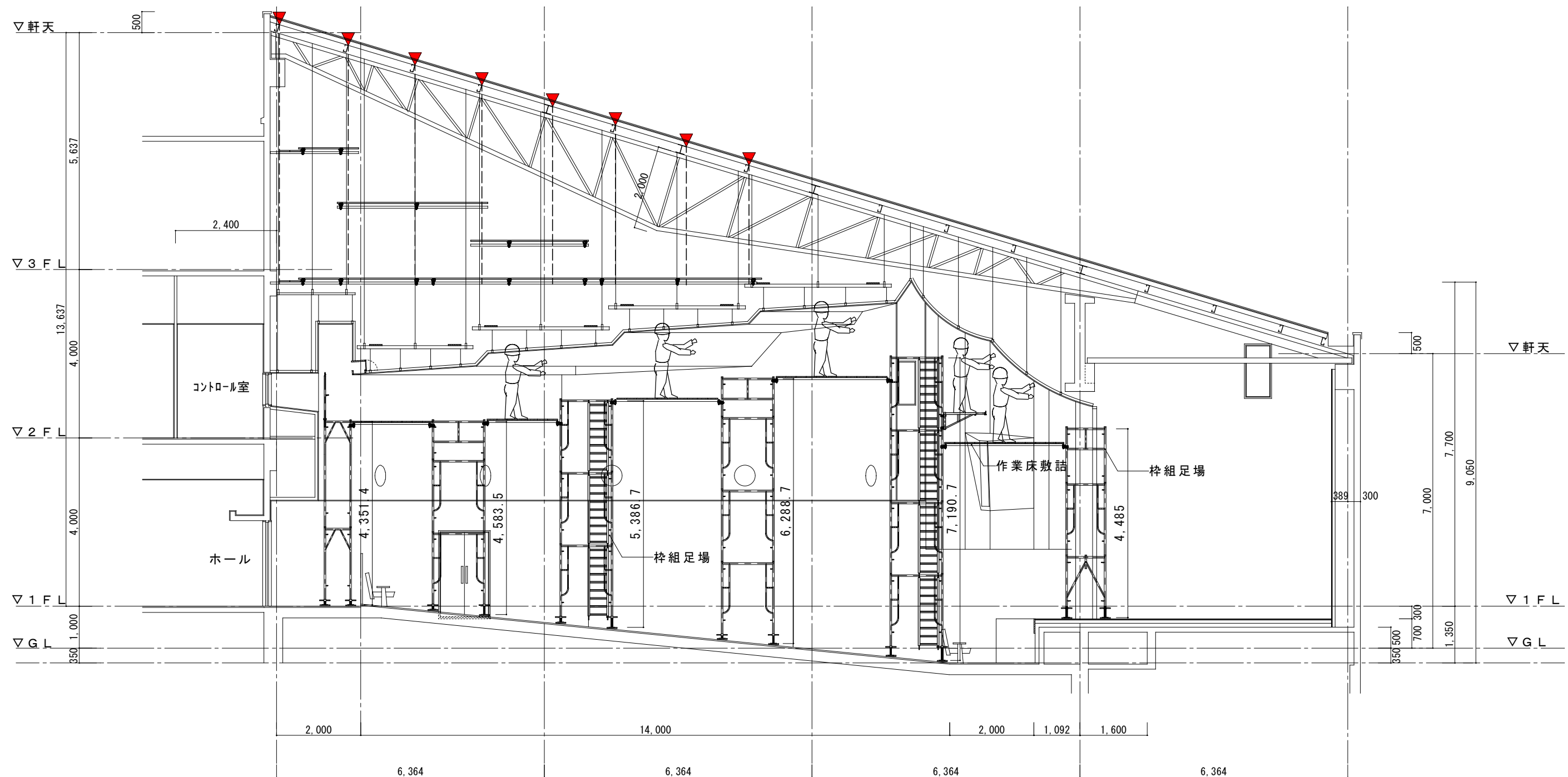
(参考)



吊足場伏図 1/200



桝組足場平面図 1/200



足場断面図 1/100

▼ チェーン的位置を示す

図面名称
吊足場伏図、桝組足場平面図、足場断面図
★

縮尺
1/100
1/200
★

日付
★

訂正
★

担当
★

承認
★

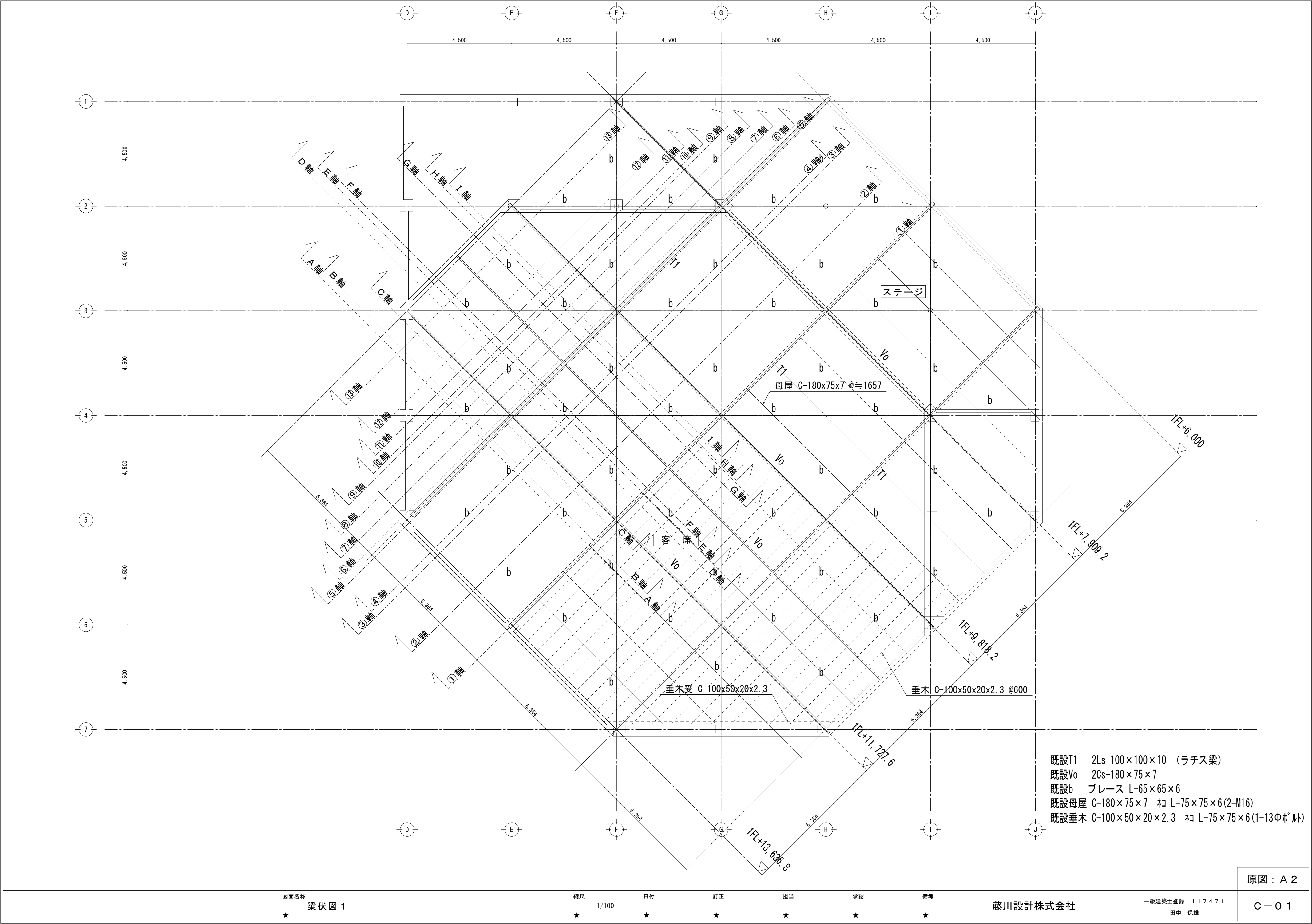
備考
★

藤川設計株式会社

一級建築士登録 117471
田中 保雄

原図：A 2

A - 1 2



図面名称
★ 梁伏図 1

縮尺
★ 1/100

日付
★

訂正
★

担当
★

承認
★

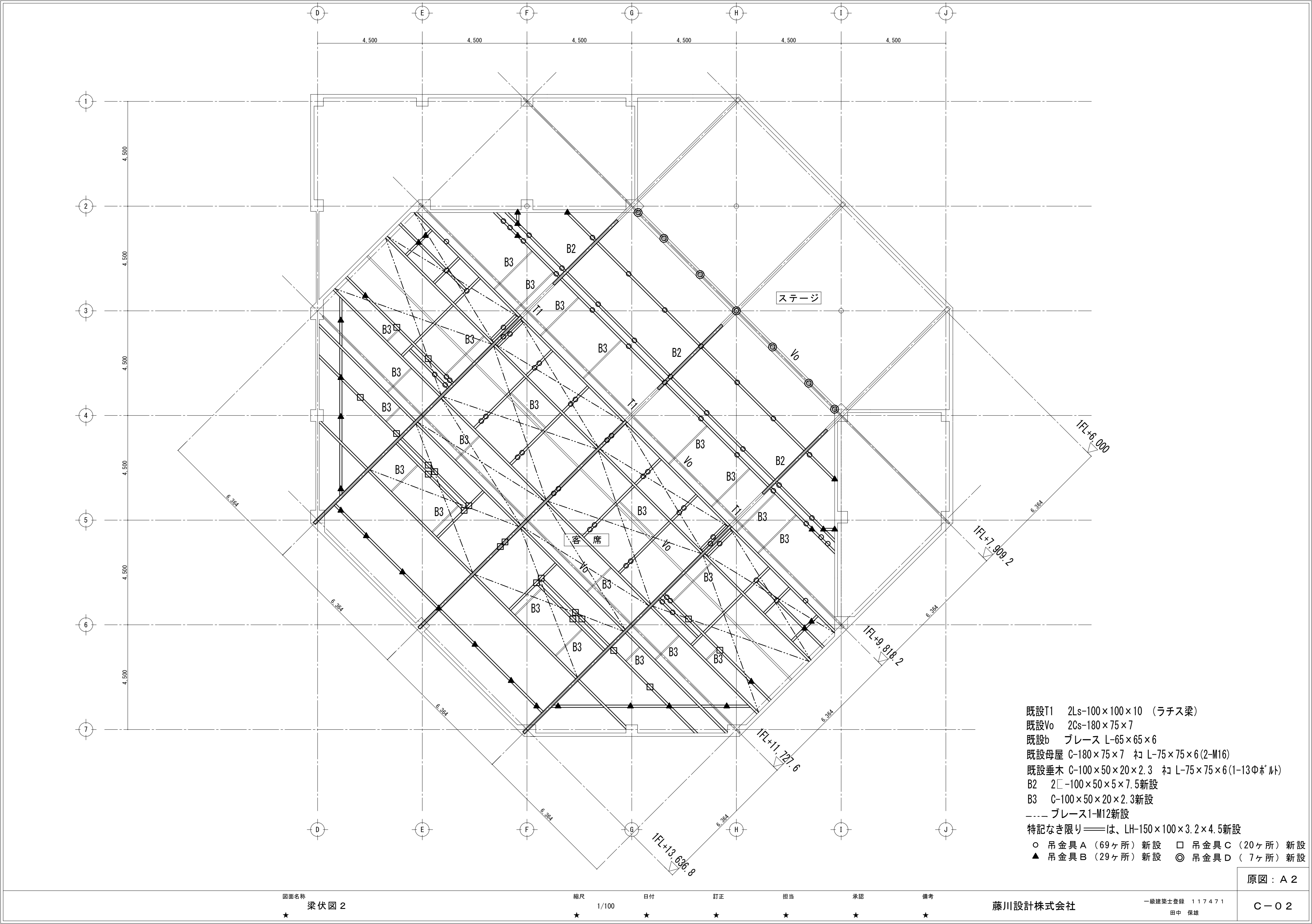
備考
★

藤川設計株式会社

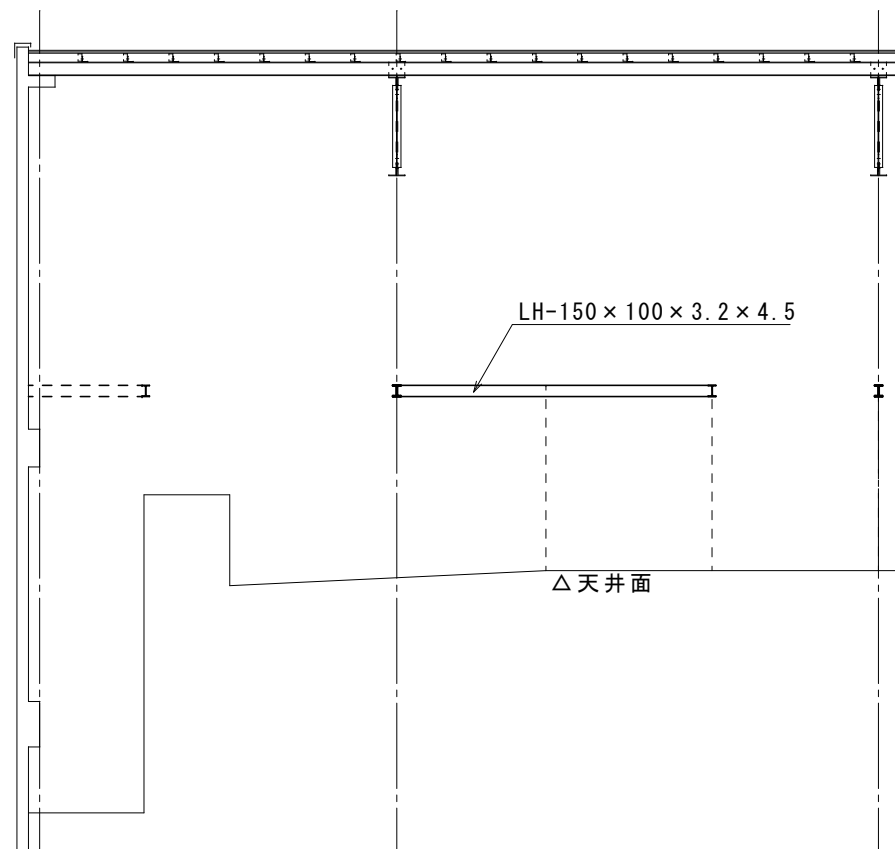
一級建築士登録 117471
田中 保雄

原図 : A 2

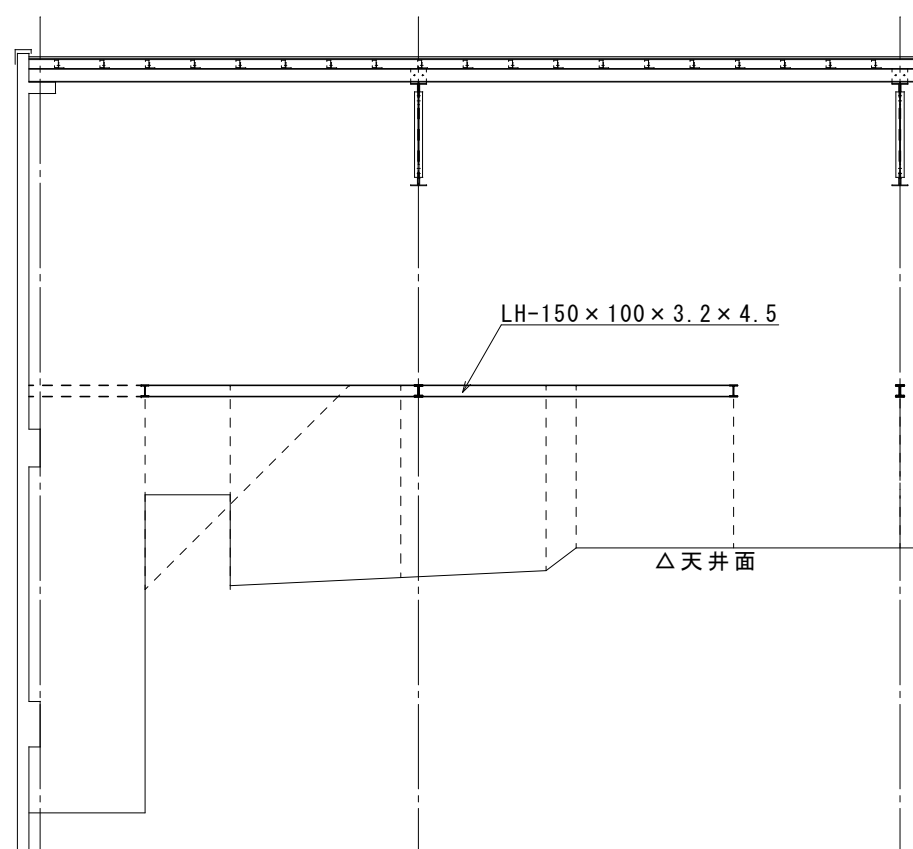
C - 0 1



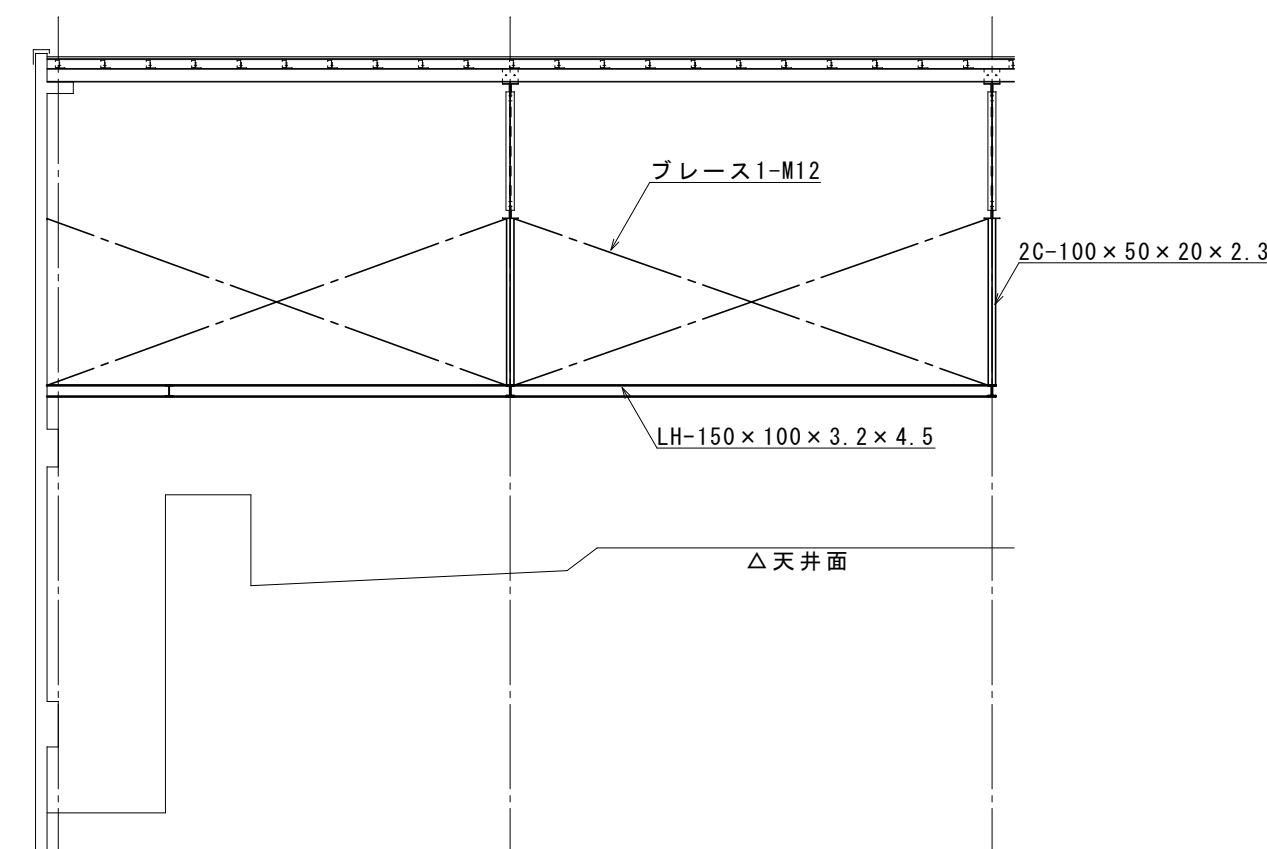
既設T1 2Ls-100×100×10 (ラチス梁)
既設Vo 2Cs-180×75×7
既設b プレース L-65×65×6
既設母屋 C-180×75×7 ね L-75×75×6(2-M16)
既設垂木 C-100×50×20×2.3 ね L-75×75×6(1-13Φボルト)
B2 2□-100×50×5×7.5新設
B3 C-100×50×20×2.3新設
----- プレース1-M12新設
特記なき限り——は、LH-150×100×3.2×4.5新設
○ 吊金具A (69ヶ所) 新設 □ 吊金具C (20ヶ所) 新設
▲ 吊金具B (29ヶ所) 新設 ◎ 吊金具D (7ヶ所) 新設



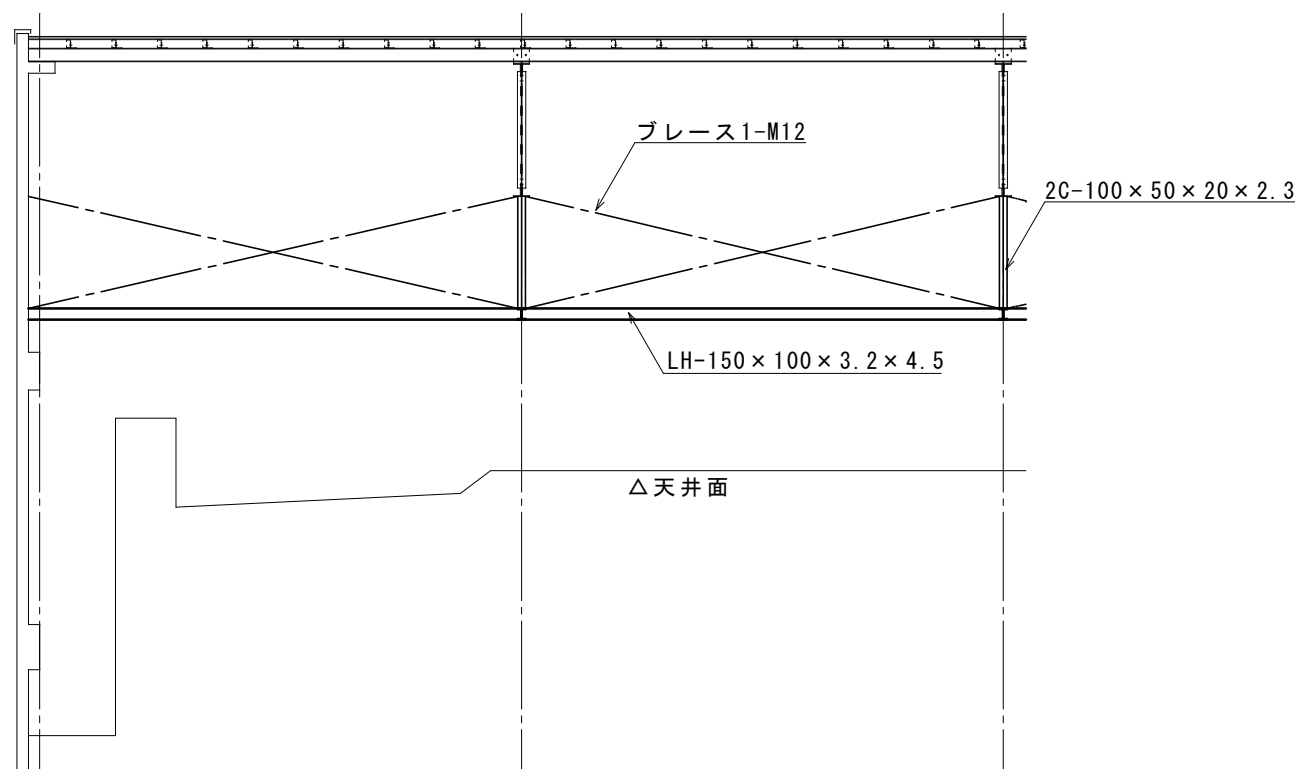
A 軸組図



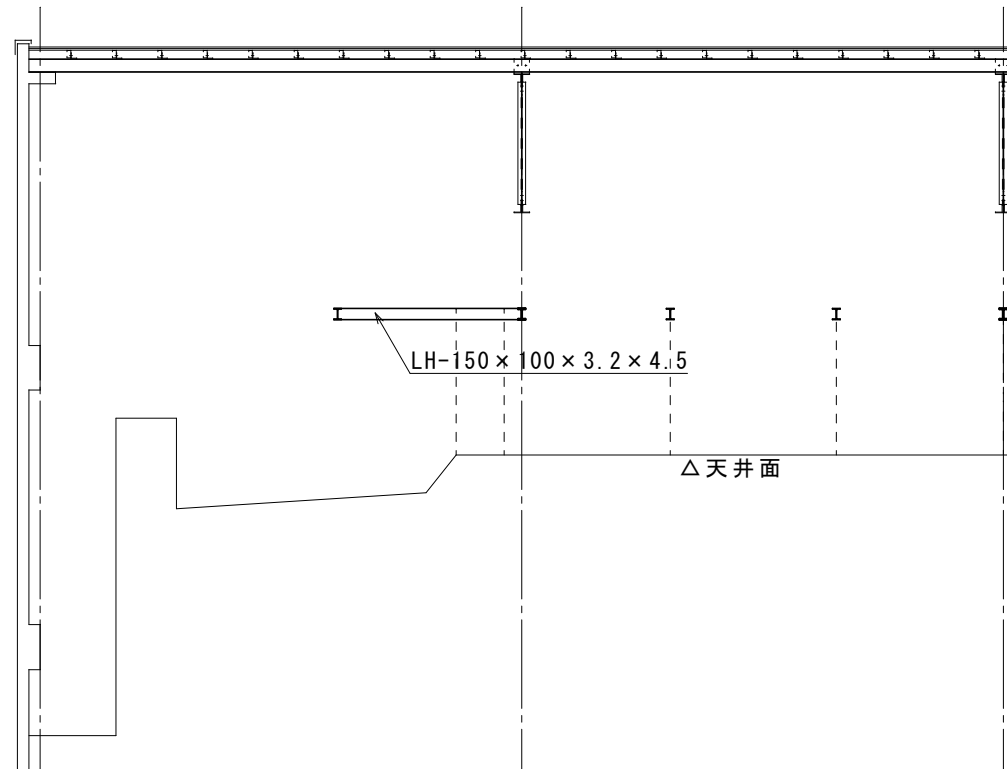
B 軸組図



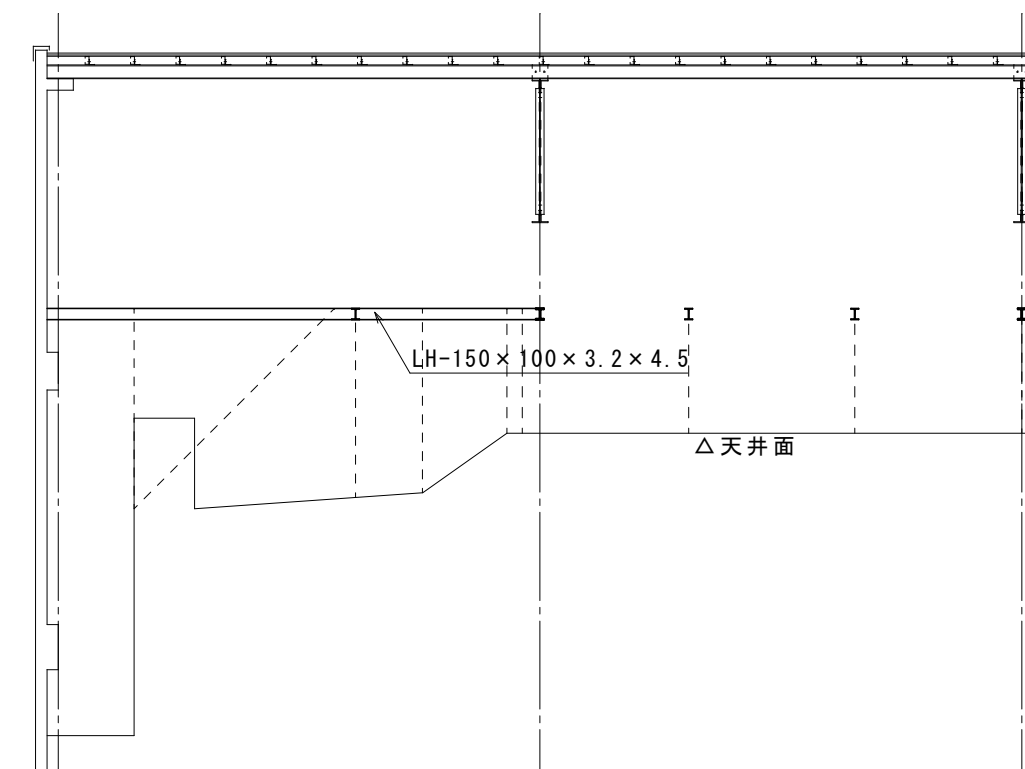
C 軸組図



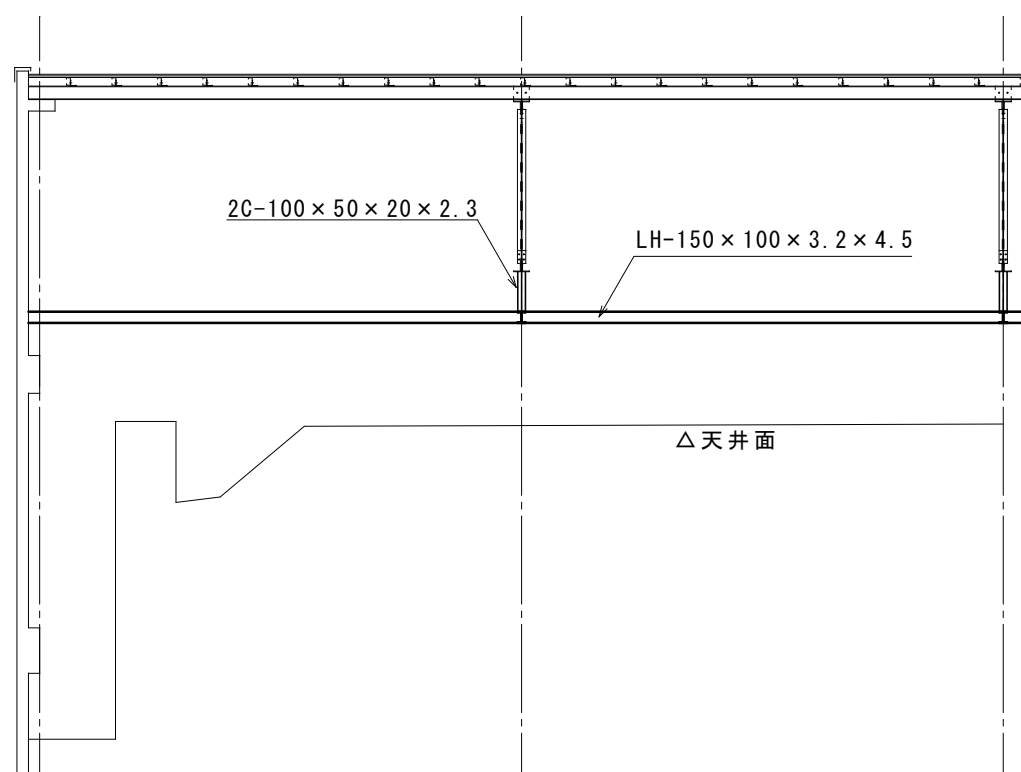
D 軸組図



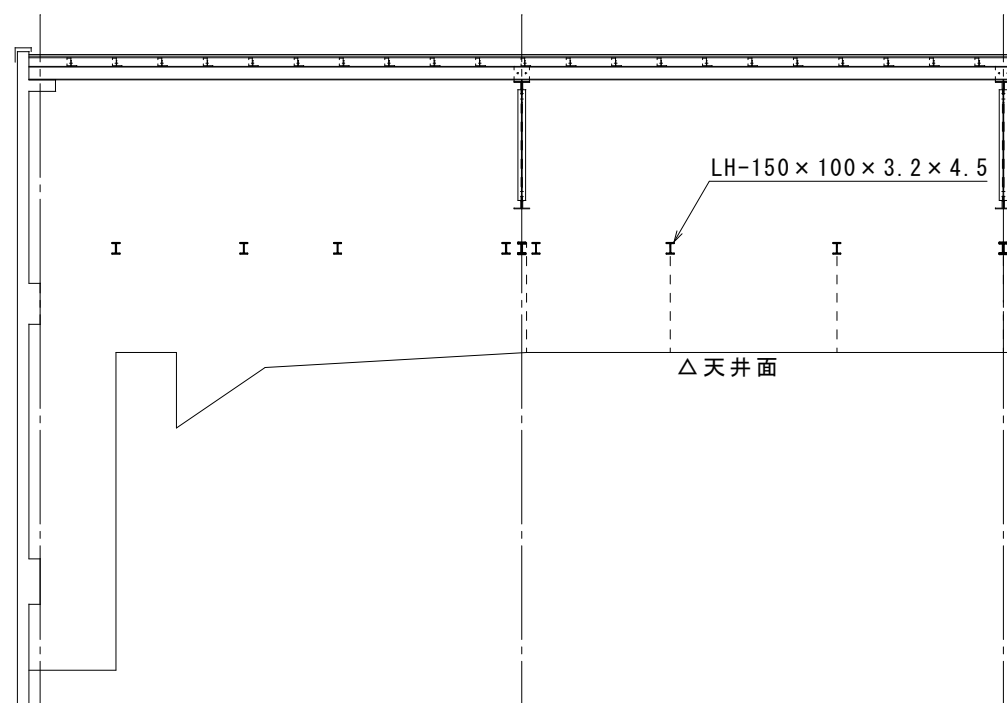
E 軸組図



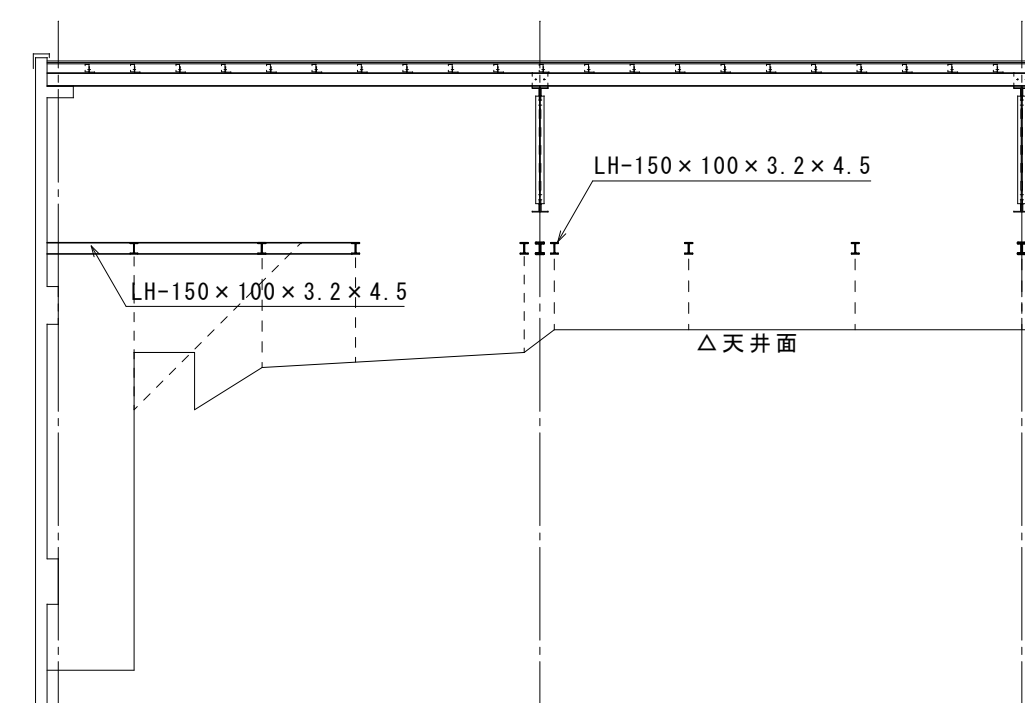
F 軸組図



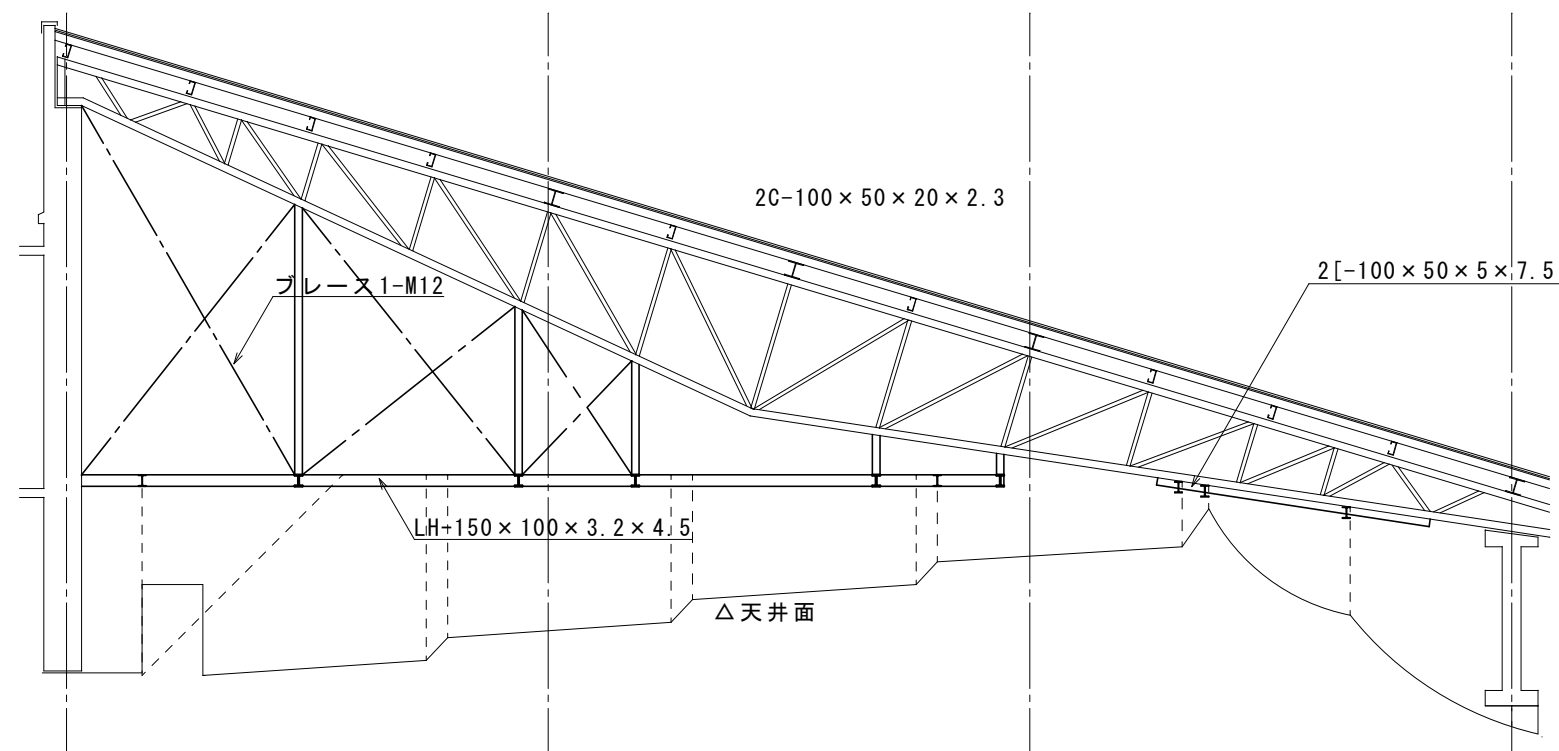
G 軸組図



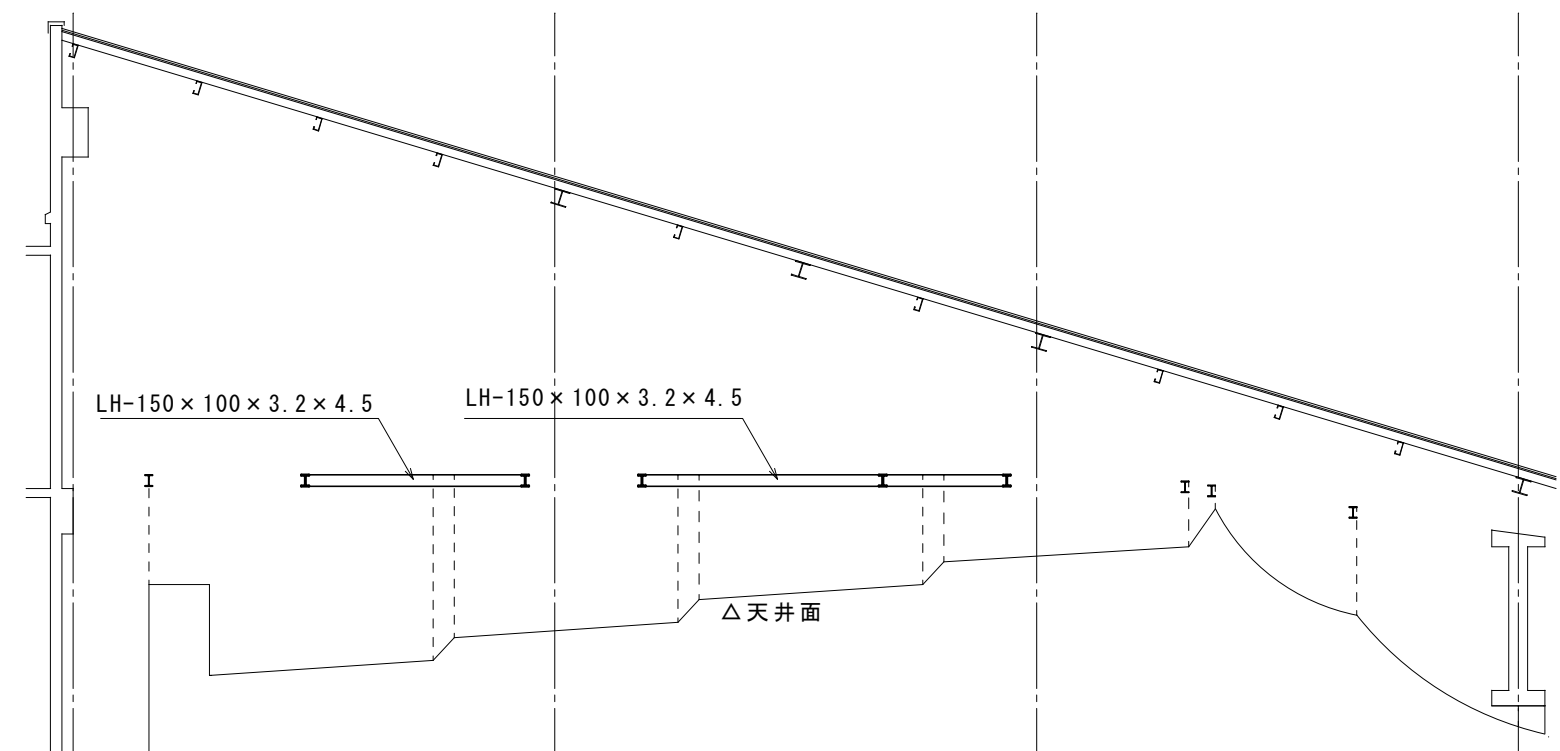
H 軸組図



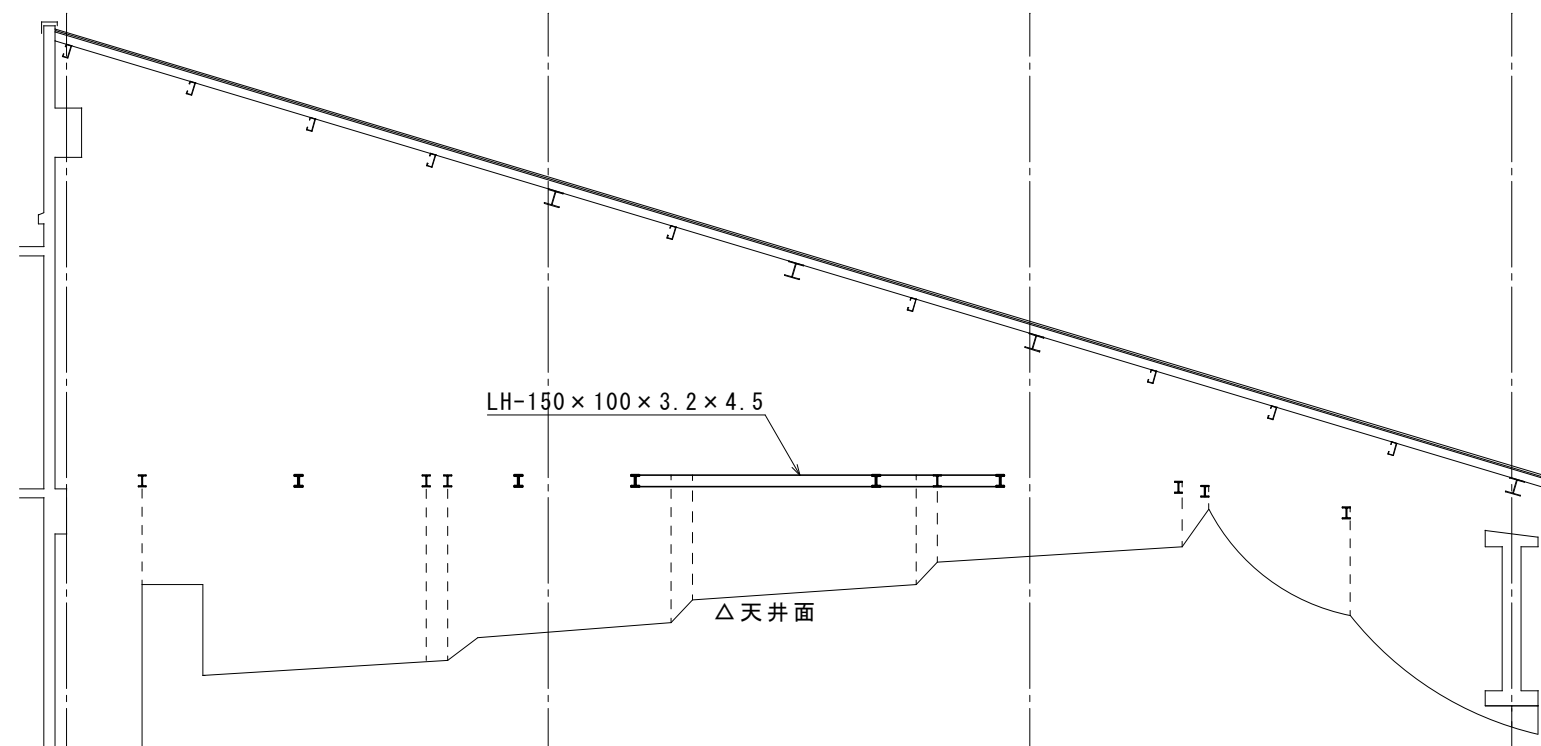
I 軸組図



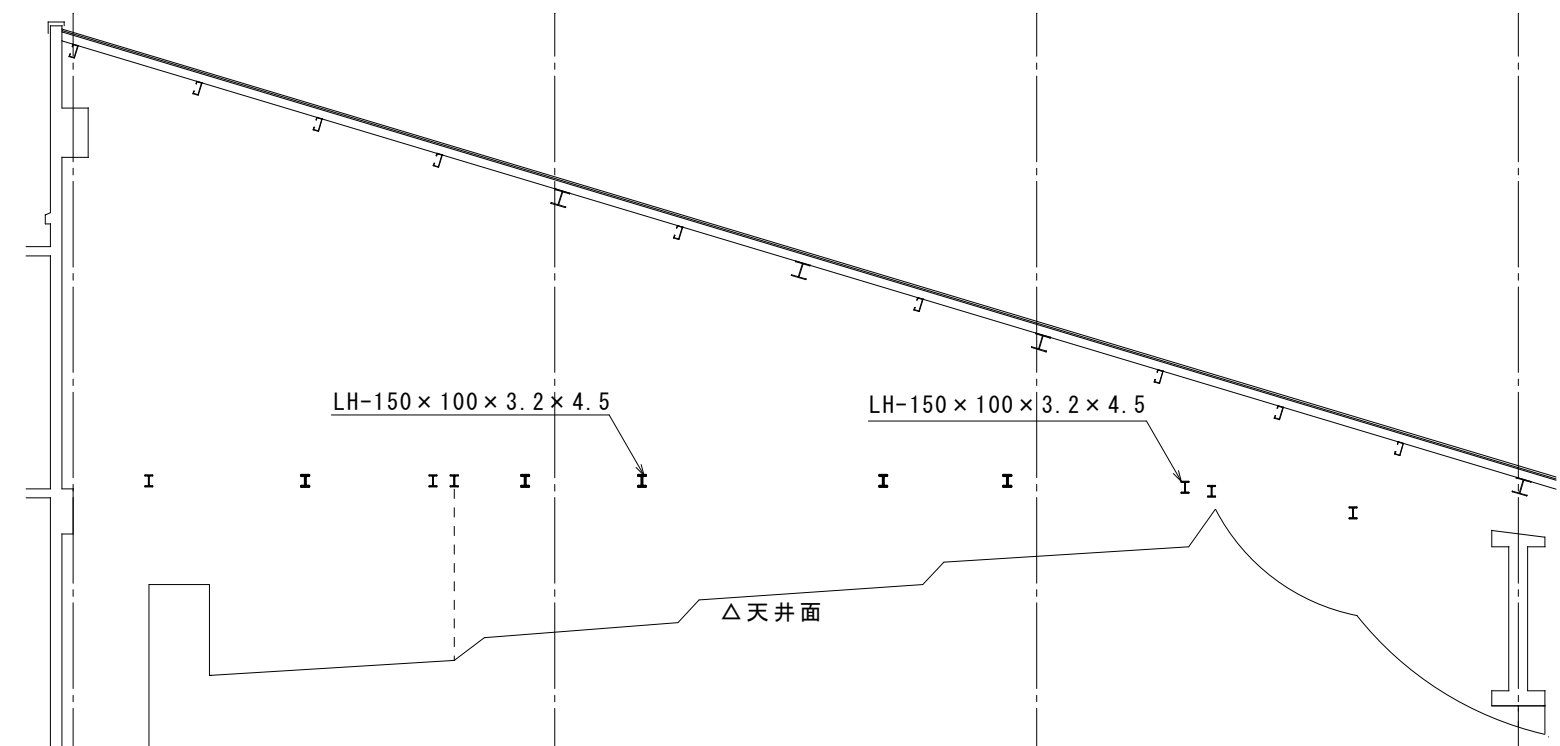
①軸組図



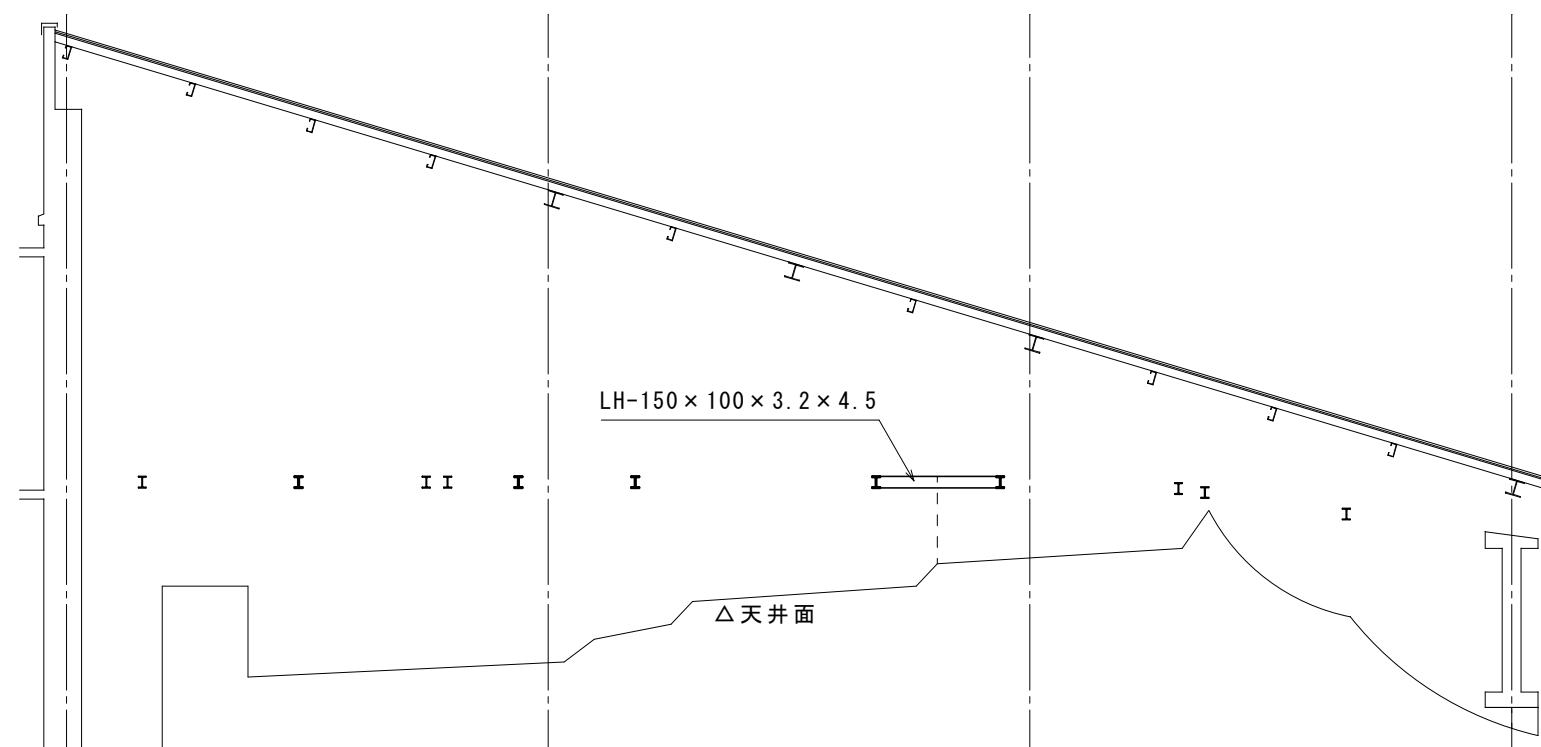
②軸組図



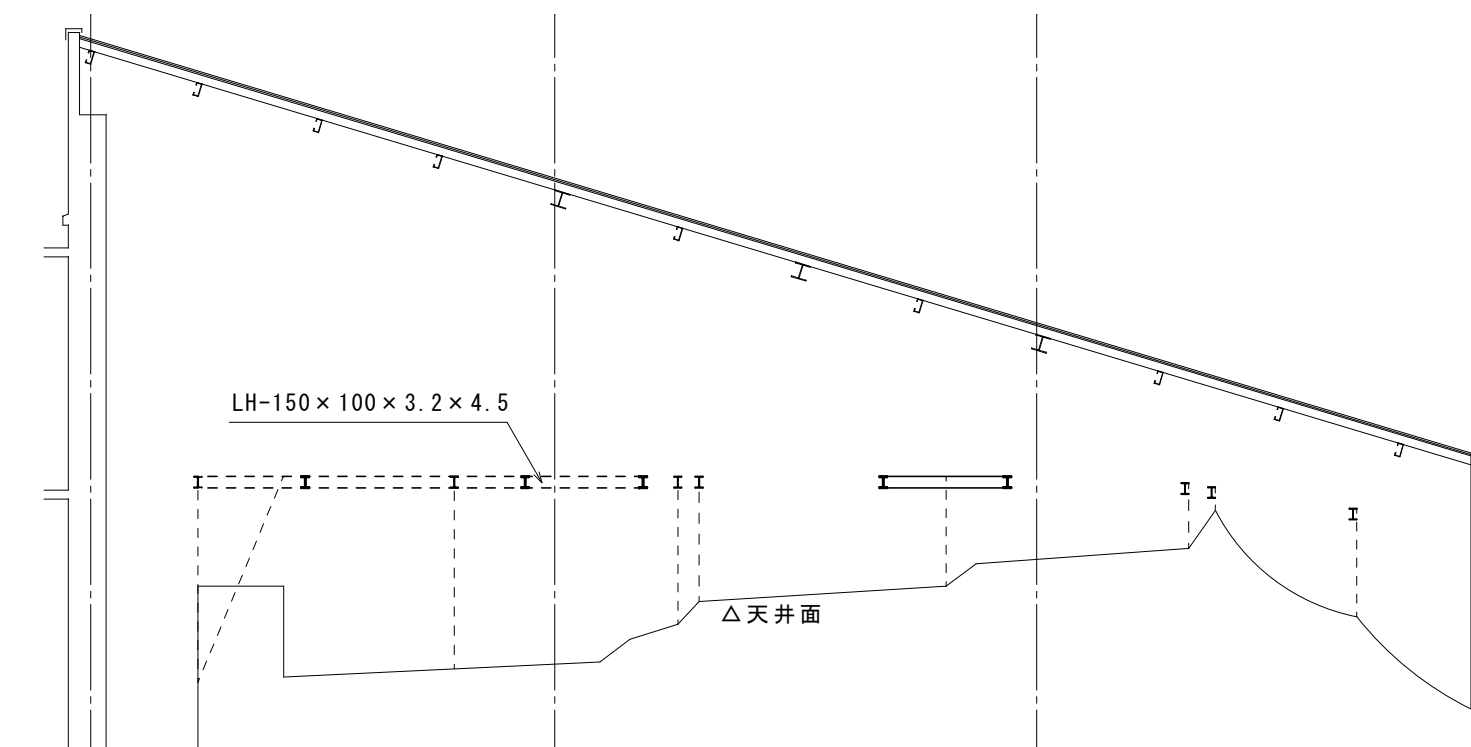
③軸組図



④軸組図



⑤軸組図



⑥軸組図

図面名称
軸組図 2
★

縮尺
1/100
★

日付
★

訂正
★

担当
★

承認
★

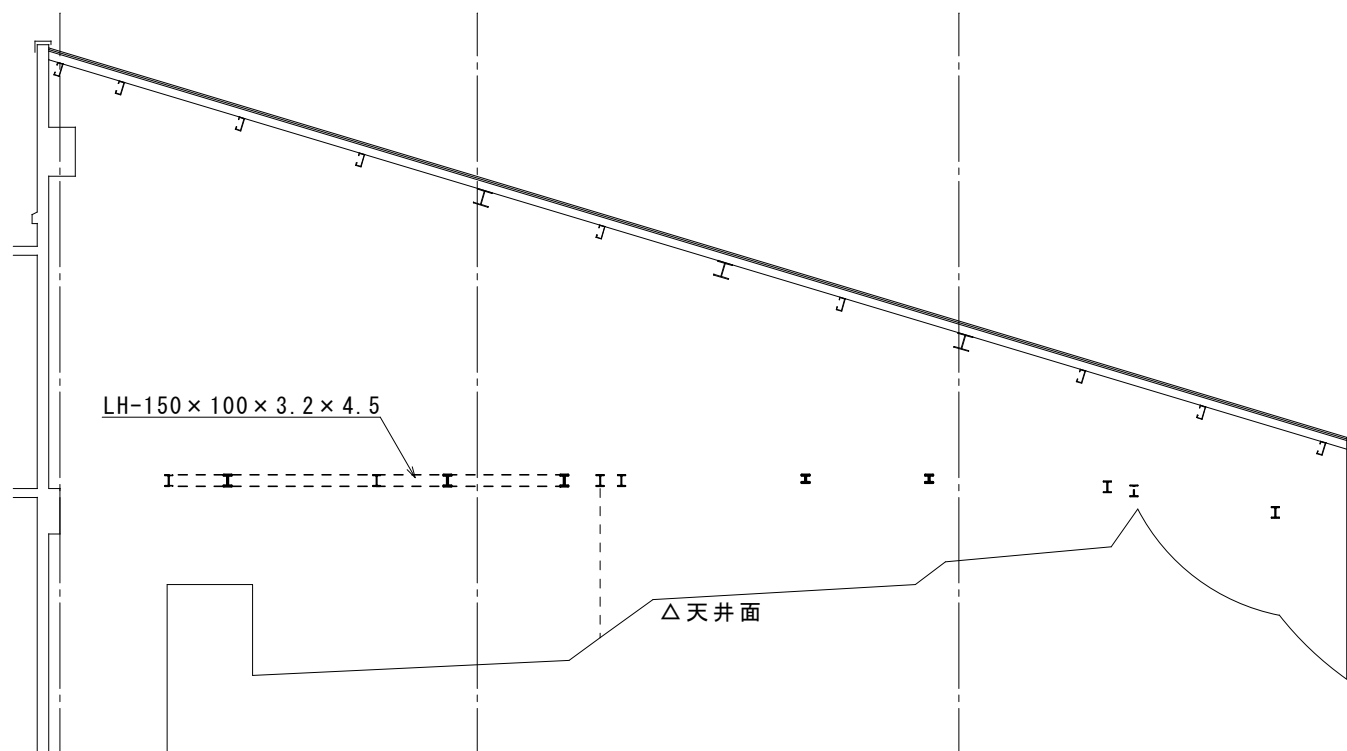
備考
★

藤川設計株式会社

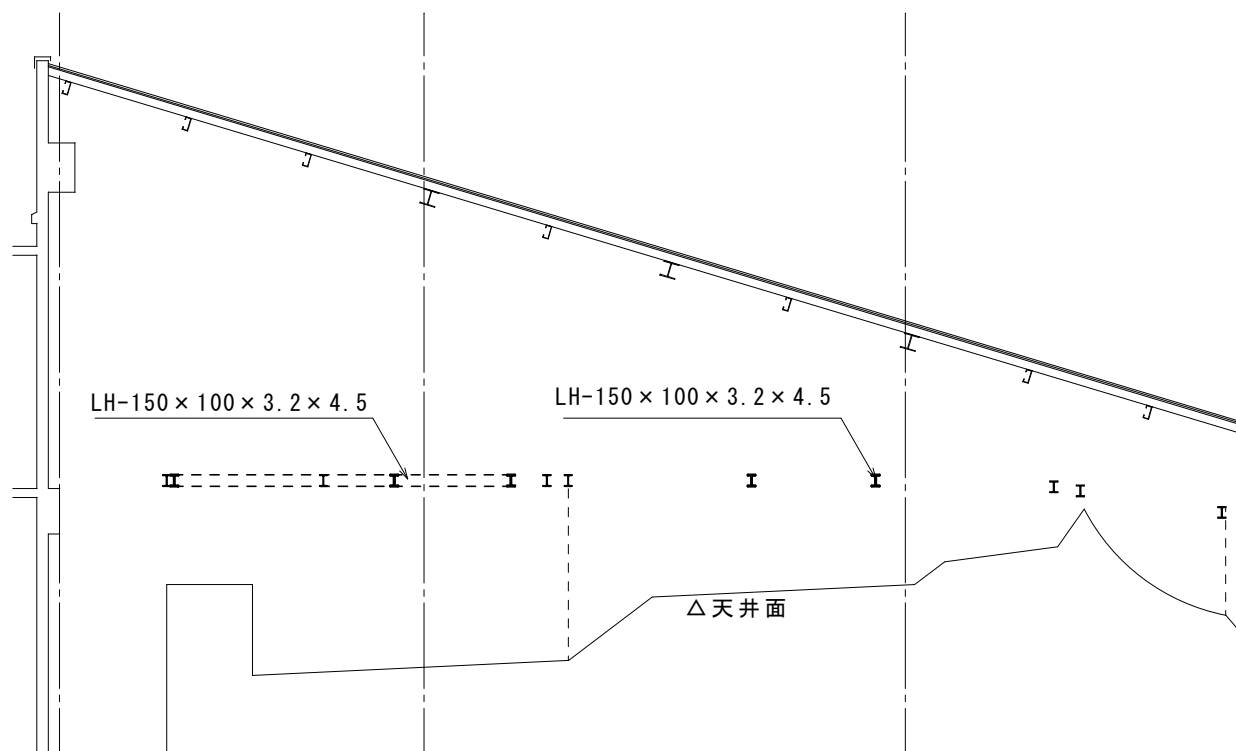
一級建築士登録 117471
田中 保雄

原図 : A 2

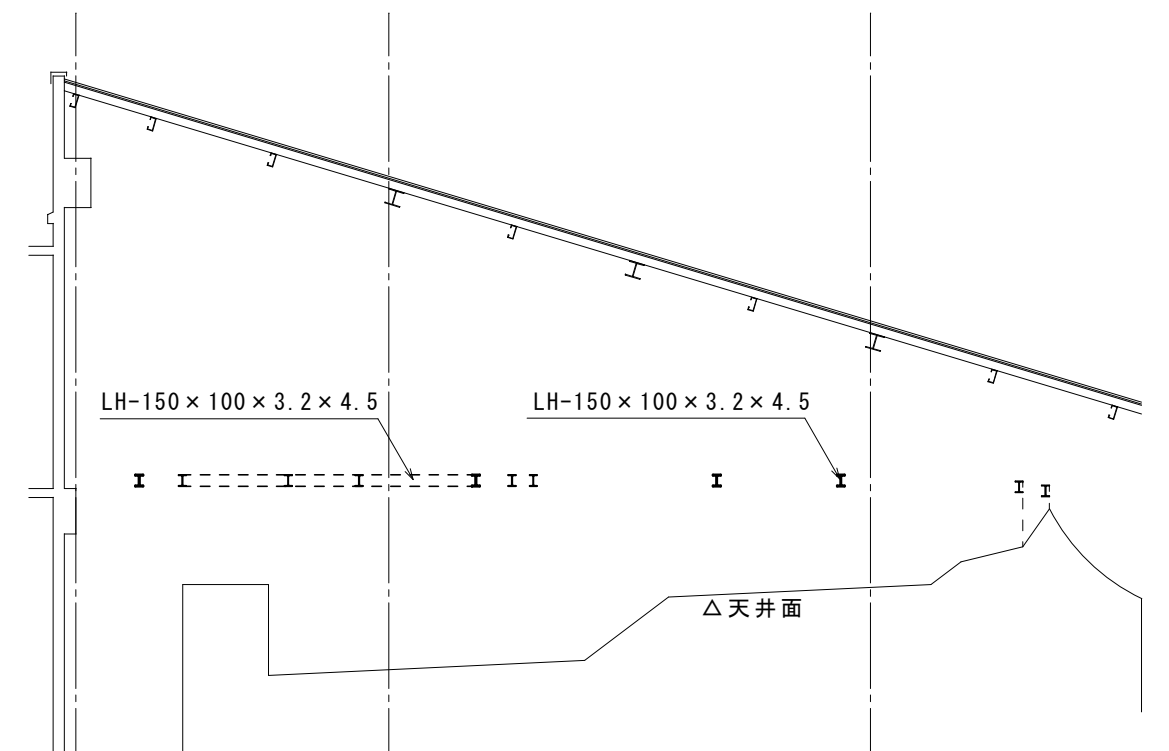
C-04



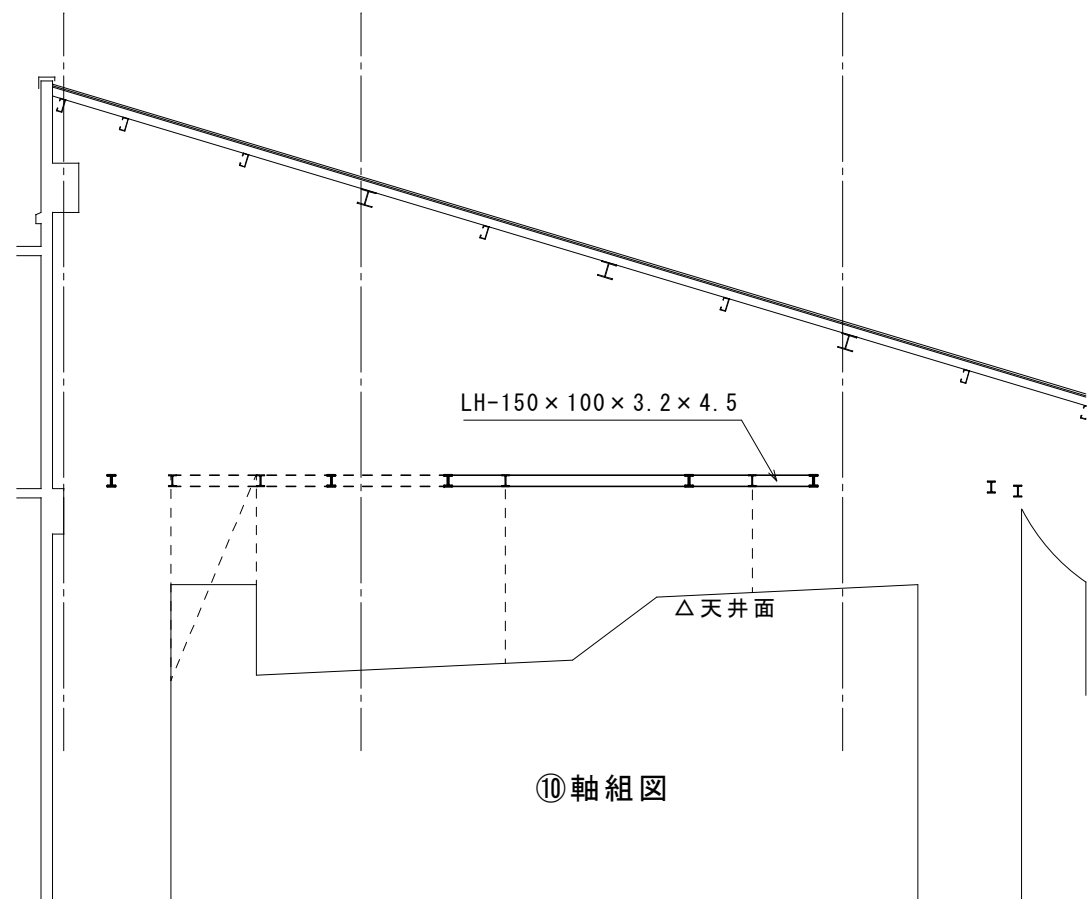
⑦軸組図



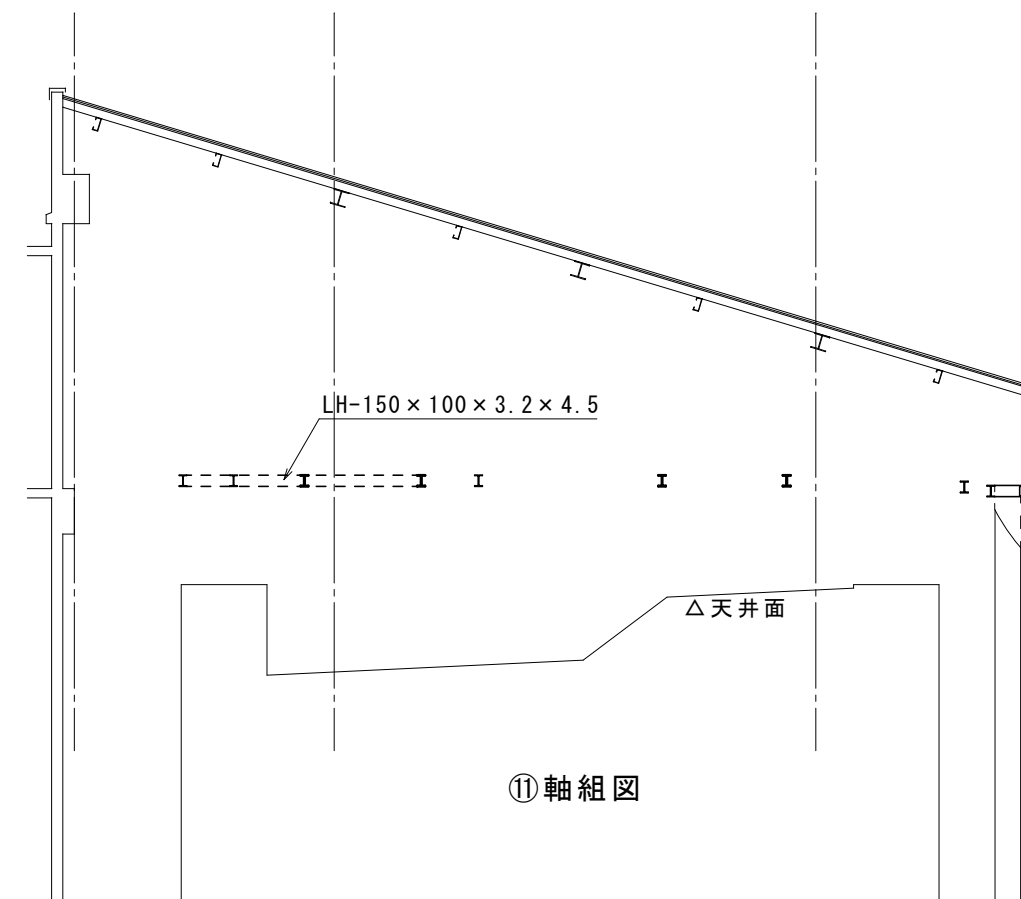
⑧軸組図



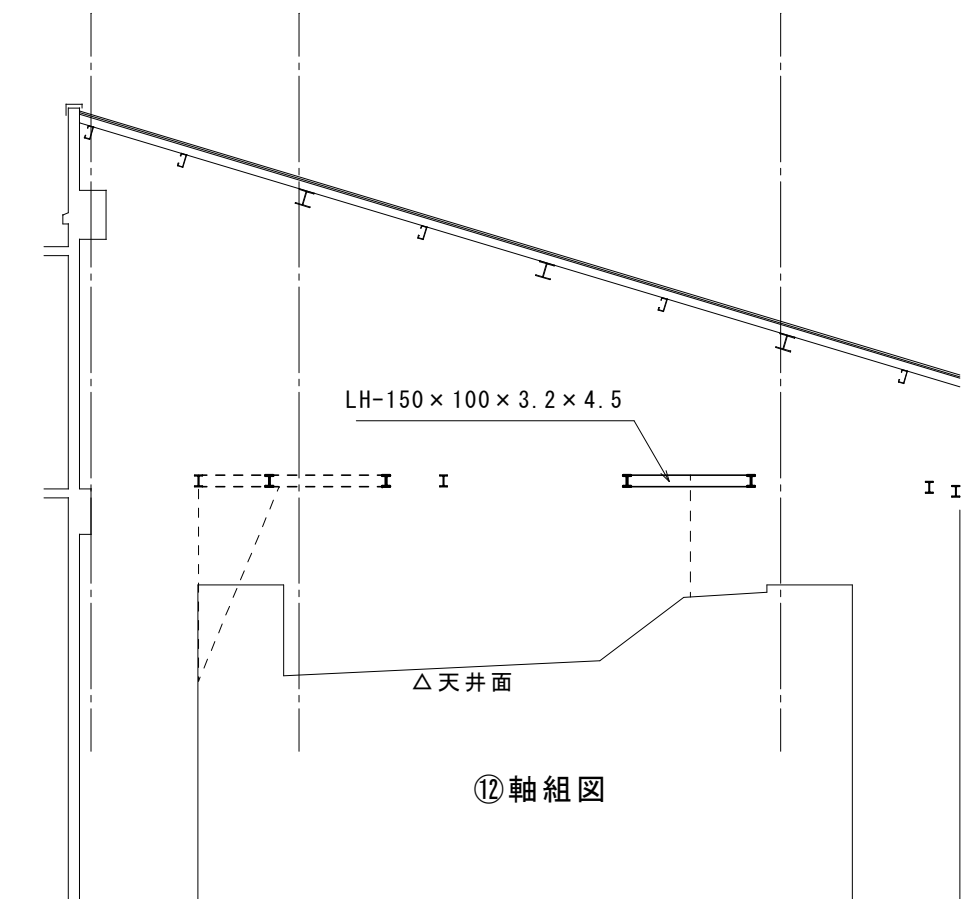
⑨軸組図



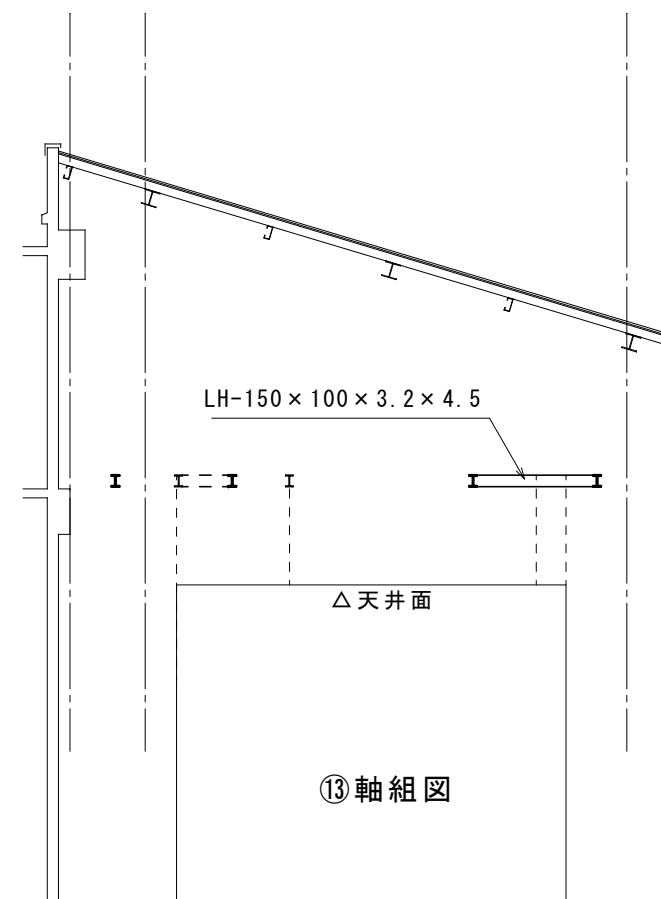
⑩軸組図



⑪軸組図



⑫軸組図



⑬軸組図

図面名称

軸組図 3

★

縮尺

1/100

★

日付

★

訂正

★

担当

★

承認

★

備考

★

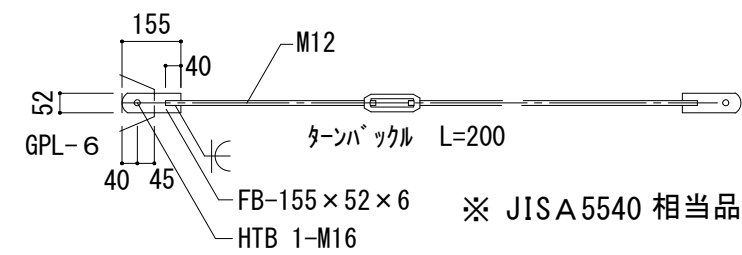
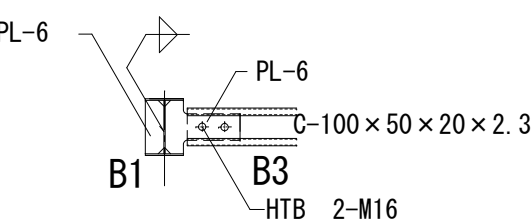
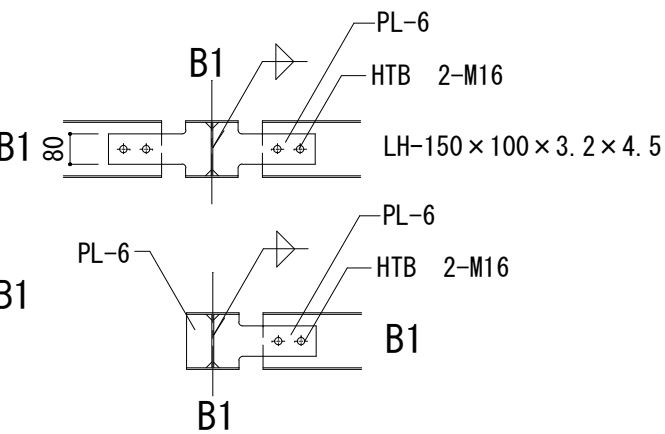
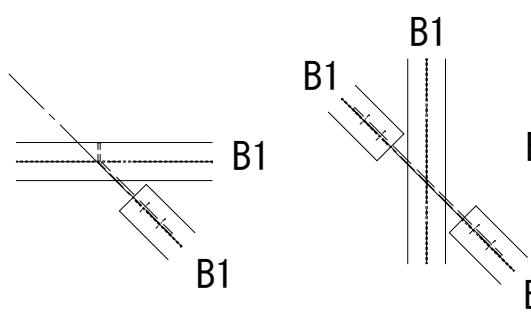
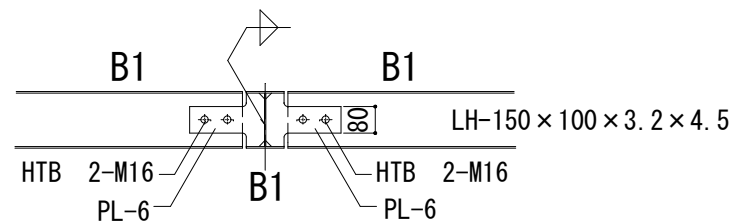
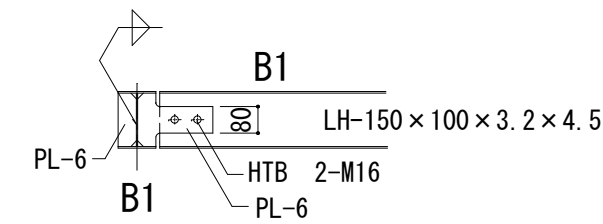
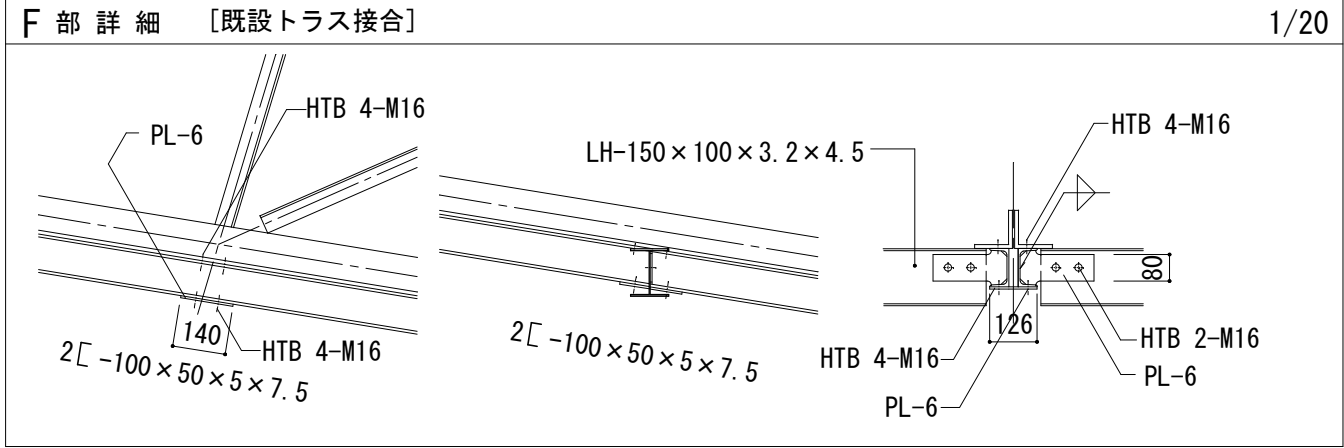
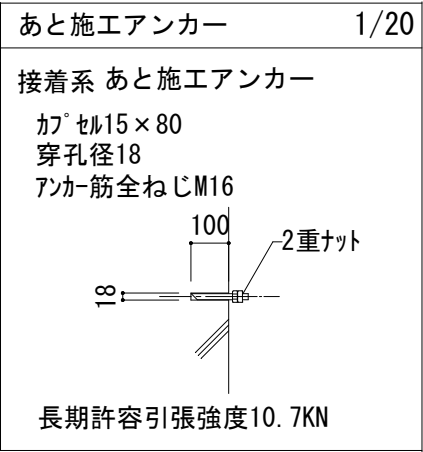
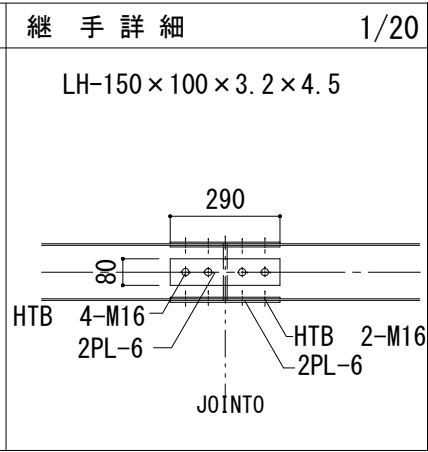
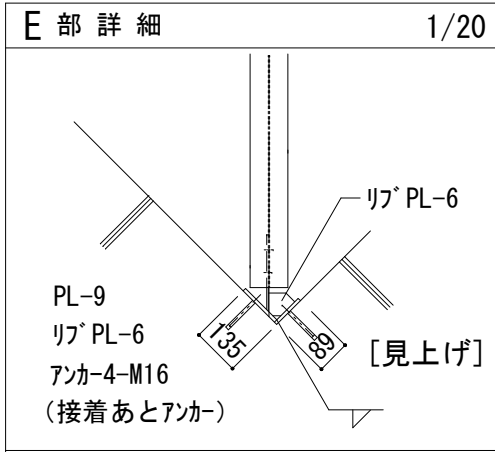
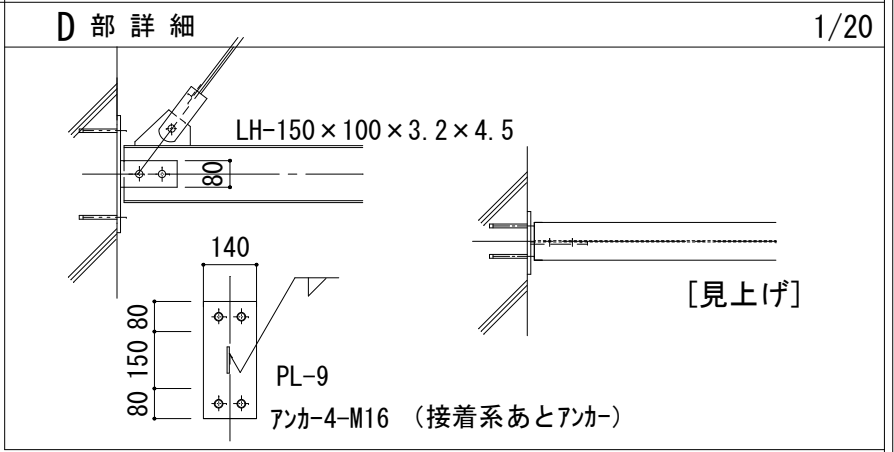
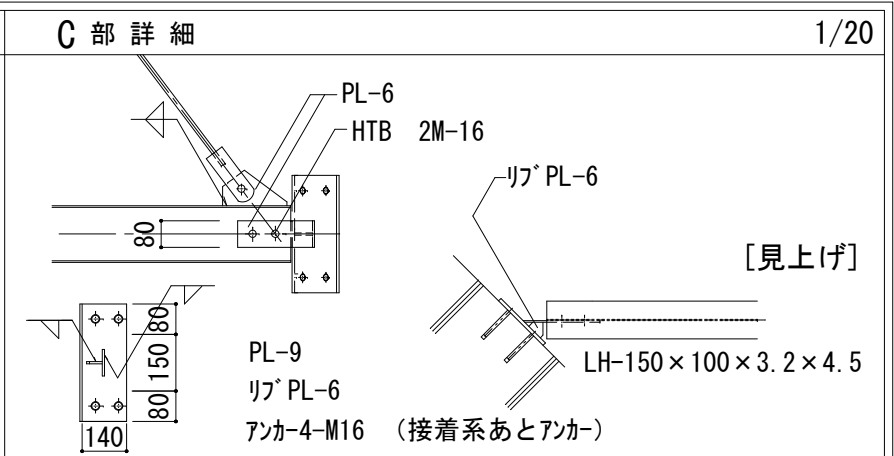
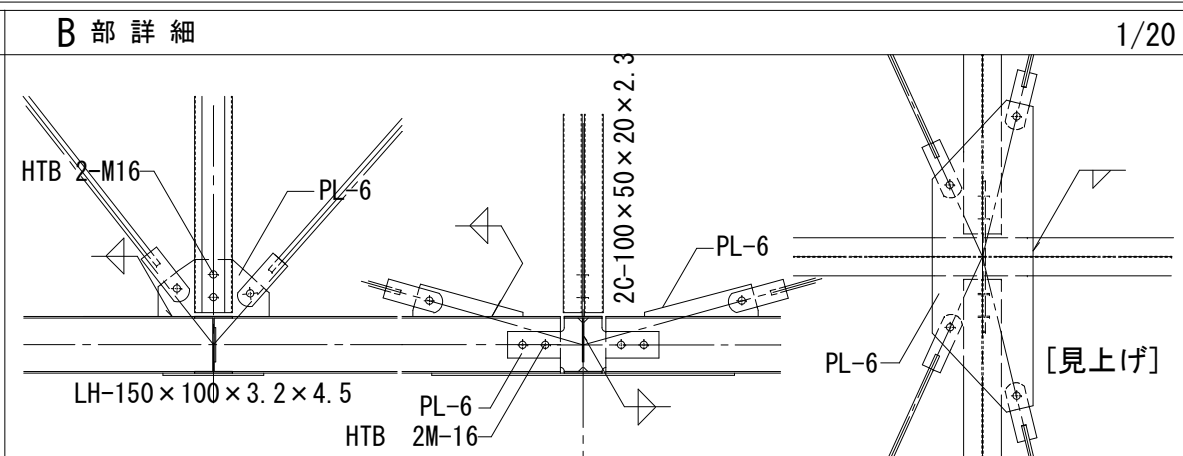
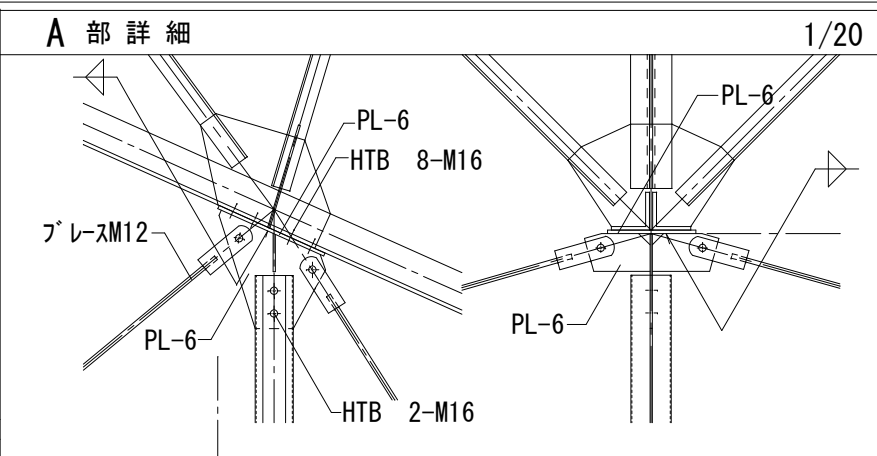
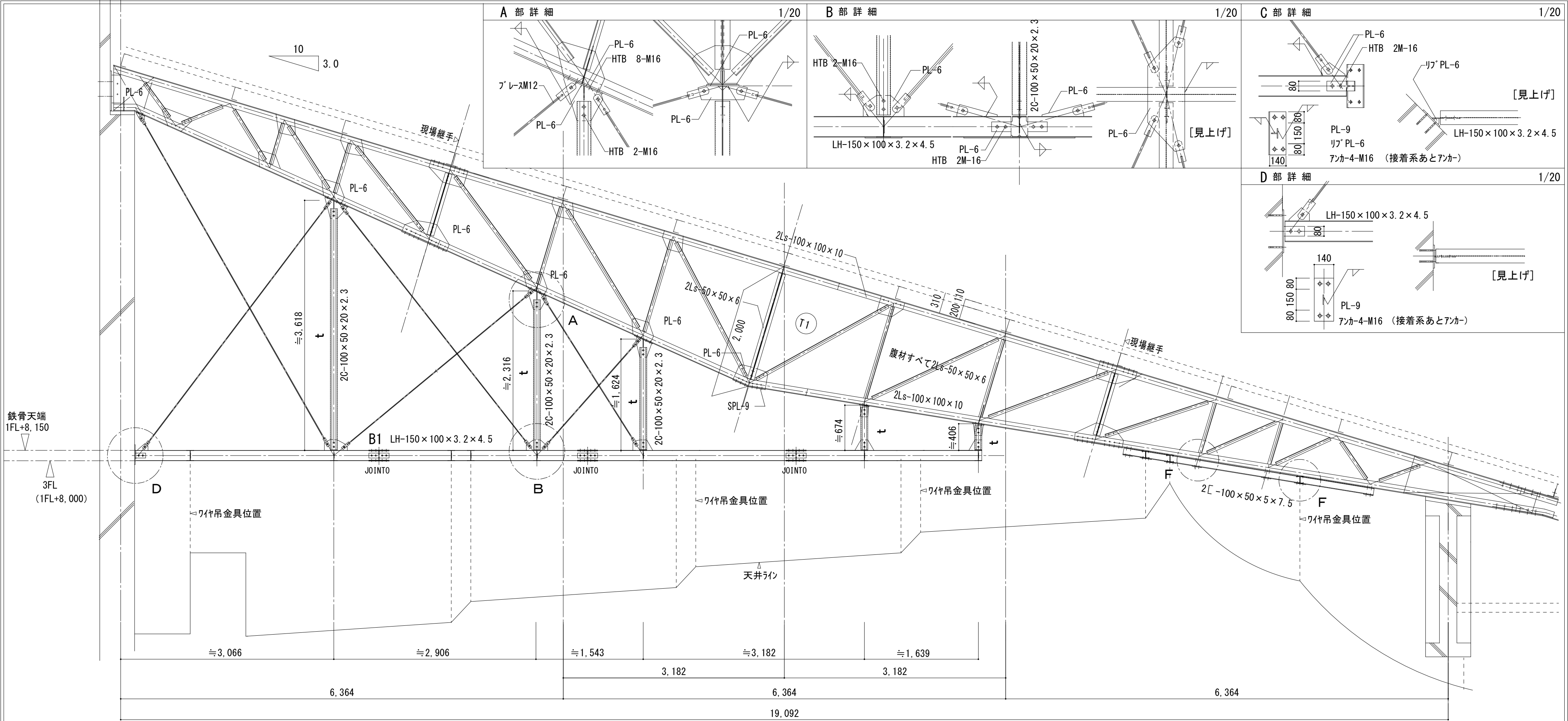
藤川設計株式会社

一級建築士登録 117471

田中 保雄

原図：A2

C-05



ブレース詳細[共通] 1/20

鉄骨詳細図(1) 1/40 1/20

- リスト
- B1 : LH-150×100×3.2×4.5
 - B2 : 2C-100×50×5×7.5
 - B3 : C-100×50×20×2.3
 - t : 2C-100×50×20×2.3
 - ブレース : 全て1-M12

適用品目	材 質			
	SS400	SWH400	SSC400	SR24
鋼板・帯板	○			
溶接軽量H形鋼		○		
リップ溝形鋼			○	
溝形鋼	○			
丸鋼				○

HTB : S10T

原図 : A 2

図面名称

鉄骨詳細図 1

縮尺

1/40

1/20

日付

訂正

担当

承認

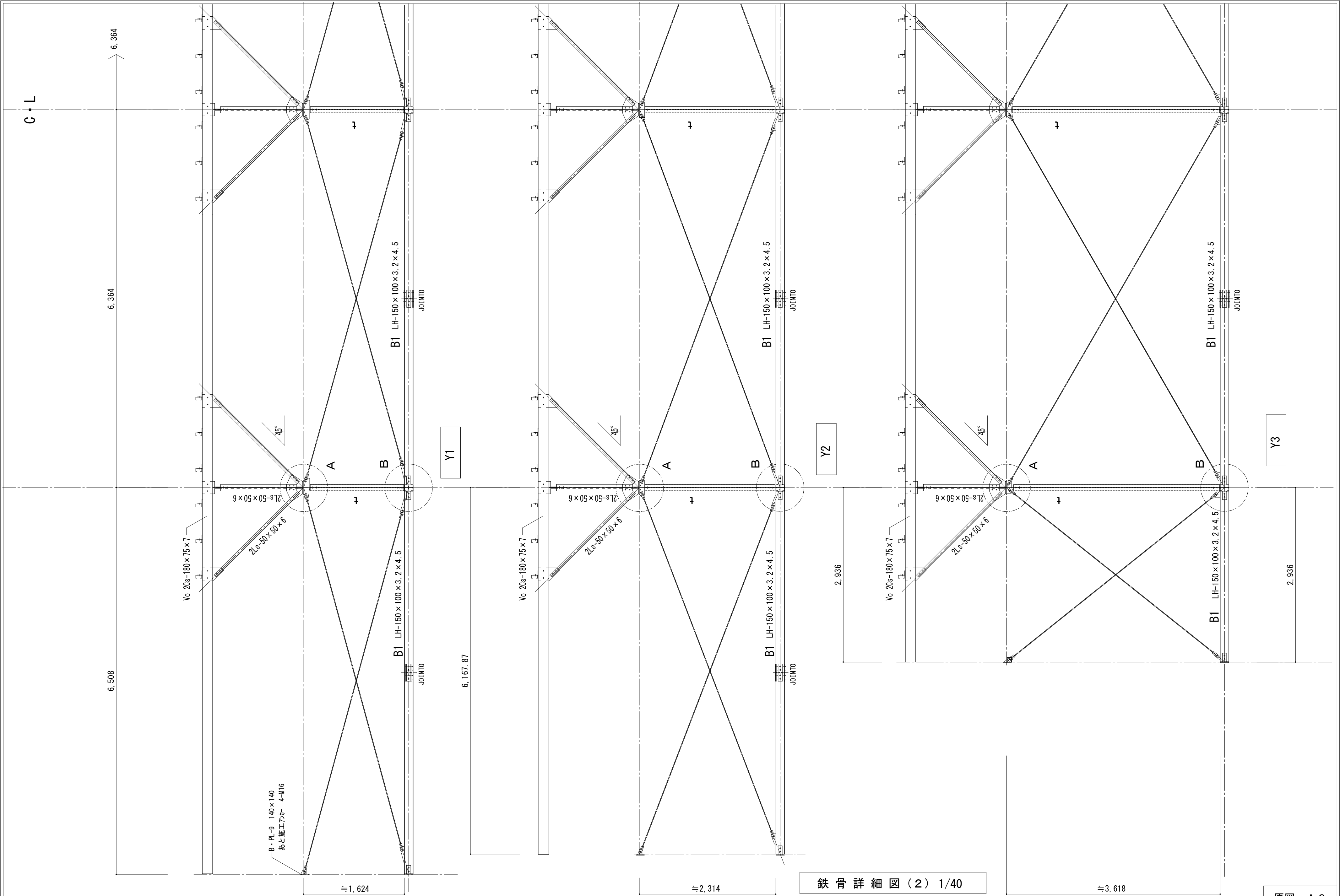
備考

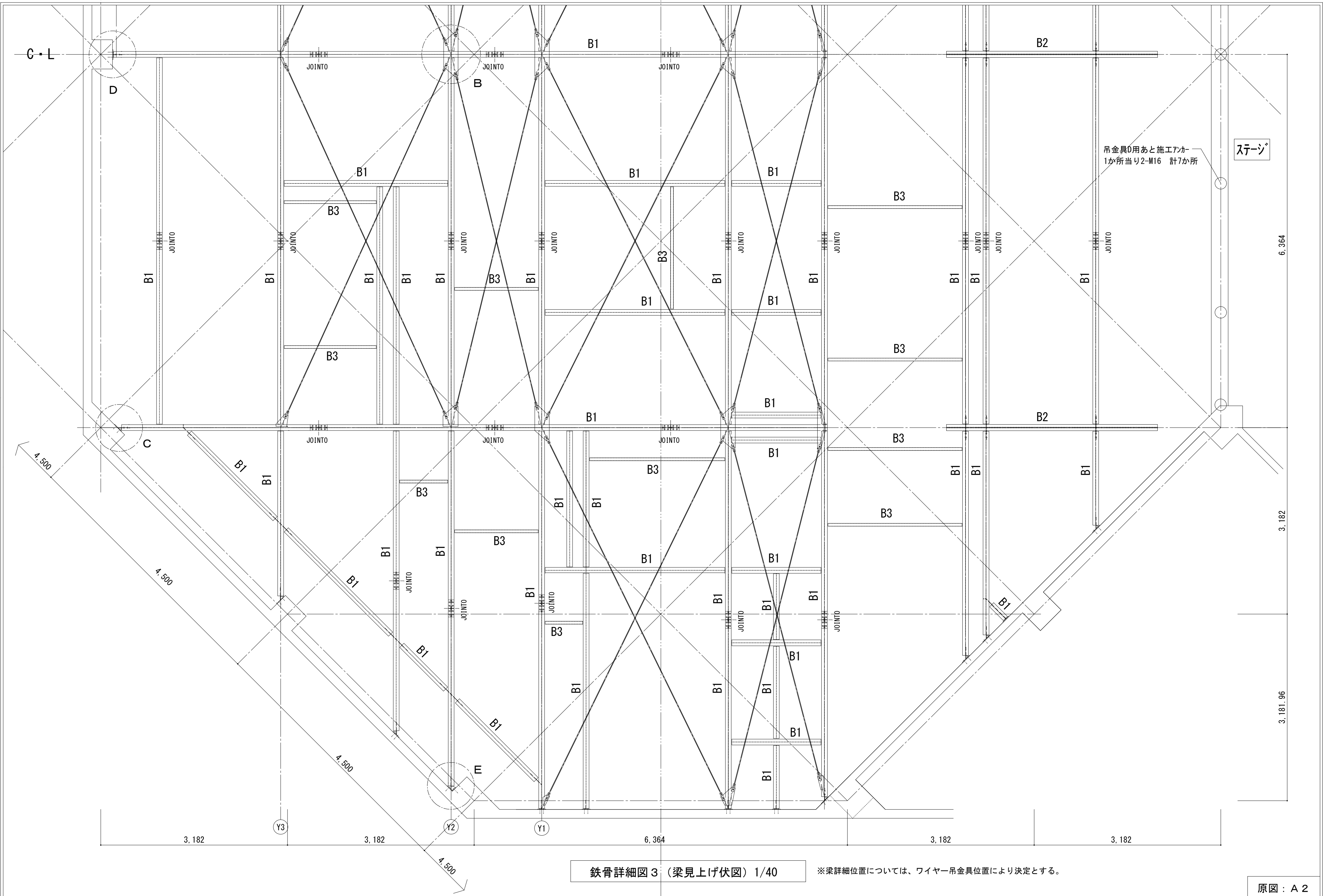
藤川設計株式会社

一級建築士登録 117471

田中 保雄

C-06





鉄骨詳細図 3 (梁見上げ伏図) 1/40

※梁詳細位置については、ワイヤー吊金具位置により決定とする。

図面名称		縮尺	日付	訂正	担当	承認	備考	原図：A 2	
★ 鉄骨詳細図 3		★ 1/40	★	★	★	★	★	C-08	
藤川設計株式会社								一級建築士登録 117471 田中 保雄	